

令和元年第3回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和元年9月10日(火曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 16時03分

議事日程

開会 令和元年9月10日(火) 午前9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

日程第6 議案第3号 令和元年度阿武町定住促進住宅(尾無団地)新築工事の請負契約の締結について

日程第7 議案第4号 財産の取得について

- 日程第8 議案第5号 阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求める
ことについて
- 日程第9 議案第6号 阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第10 議案第7号 令和元年度阿武町一般会計補正予算(第2回)
- 日程第11 議案第8号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計補正予算(第2回)
- 日程第12 議案第9号 令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
2回)
- 日程第13 議案第10号 令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第
1回)
- 日程第14 議案第11号 平成30年度各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

| | |
|--------|-----------|
| 1番 副議長 | 中 野 祥 太 郎 |
| 2番 | 伊 藤 敬 久 |
| 3番 | 市 原 旭 |
| 4番 | 池 田 倫 拓 |
| 5番 | 小 田 高 正 |
| 6番 | 田 中 敏 雄 |
| 7番 | 清 水 教 昭 |
| 8番 議 長 | 末 若 憲 二 |

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

| | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|----|
| 町長 | 花 | 田 | 憲 | 彦 |
| 副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small> | 中 | 野 | 貴 | 夫 |
| 教育長 | 小 | 田 | 武 | 之 |
| まちづくり推進課長 | 藤 | 村 | 憲 | 司 |
| 健康福祉課長 | 梅 | 田 | | 晃 |
| 戸籍税務課長 | 工 | 藤 | 茂 | 篤 |
| 農林水産課長 | 野 | 原 | | 淳 |
| 土木建築課長 | 田 | 中 | 達 | 治 |
| 教育委員会事務局長 | 藤 | 田 | 康 | 志 |
| 会計管理者 | 三 | 好 | 由 | 美子 |
| 福賀支所長 | 小 | 野 | 裕 | 史 |
| 宇田郷支所長 | 水 | 津 | 繁 | 斉 |

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 俣 | 野 | 有 | 紀 |
| 議会書記 | 高 | 橋 | 仁 | 志 |

開会 午前9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第3回阿武町議会定例会が招集されました。議員各位には、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今年の夏は、梅雨明けも大変遅かったわけですが、その後は、昨年同様に猛暑となりました。また、今年は昨年ほどではないですが台風が発生しております。特に、台風10号はお盆の8月15日に最接近する事態となりました。これにより、多くの公共交通機関の運行停止等が早くから発表され、お盆で帰省されておられた方々が、早めに自宅に帰られる等の影響が出ていました。せっかく帰省されたのに慌ただしいお盆休みであったと思います。8月28日から30日にかけては、秋雨前線の活発化により九州北部をはじめとして山口県も豪雨に見まわれました。九州北部は昨年引き続いての豪雨であり、山口県では隣の萩市では例年の8月の2倍もの降雨量がありました。阿武町でも、宇田郷の261ミリ、奈古の271ミリ、福賀の346ミリとそれぞれ降雨量があり、災害の発生が心配されたところですが、幸いにも大きな災害は発生せず安堵したところであります。また、新しいところでは、一昨日から昨日にかけて台風15号が東海地区から首都圏にかけて暴風雨を伴って接近し、ビル工事の足場の崩落や停電、更には公共交通機関が一部乱れ、住民の皆さんが大混乱されたことはご承知のとおりであります。この様に何時何処で集中豪雨が発生するのか分からない状況です。災害に強い町づくりを進めると同時に、しっかり状況を把握して自分

の身を守ることを常日頃から考えておかなければならないと強く思うものがあります。その後は、台風一過の言葉以上の30度以上の猛暑が続いていまして、今週いっぱい暑い日が続くと思われまますので、皆さん方には、体調管理に注意していただき豊穰の秋を迎えられることを期待しております。

また、昨年の9月定例会におきましては、福賀地区の皆さんから「イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願書」が提出され、我々議会は、慎重に審議しその請願を採択し、町長と一緒に防衛省を訪れ請願書を採択したことを伝えましたことは、皆さんご高承のとおりと思います。しかしながら、その後も防衛省は、むつみ演習場に設置ありきで物事を進めているように思えてなりません。住民説明会での防衛省側の不手際があり、7月3日には岩屋防衛大臣が県庁に来られ、不手際について陳謝され、今までどおり住民の皆さんに理解を得るために丁寧な説明をすると話されていきました。今月から、秋田県とむつみ演習場の実測での再調査を行うようですが、秋田県においてはゼロベースで考えるとしております。山口県でもぜひゼロベースで考えてほしいと強く願っているところであります。

さて、この9月定例会は、各議案の審議の他、昨年度（平成30年度）各会計歳入歳出決算の認定が審議されますが、議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案11件、全員協議会における協議1件、報告2件、また、4人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、8人全員です。ただ今より令和元年第3回阿武町議会定例会を開会します。

なお、長山代表監査委員には、決算議会でありますので、今期、会期を通して出席のお願いをしております。よろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、委員会付託です。また、本会議終了後、全員協議会、現地踏査が行われます。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる6月19日開会の令和元年第2回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

7月2日 山口県町議会議長会7月定例会が山口市の自治会館で開催され、本職が出席しました。

7月3日 岩屋防衛大臣が来県され、県庁で山口県知事、萩市長、阿武町長等との会談が開催され、本職が出席しました。

〃 山陰自動車道(益田～萩間)及び萩小郡間地域高規格道路の整備促進に関する要望活動が国交省ほかで行われ、中野副議長が出席しました。

7月7日 第2回ABUスイムラン道の駅フェスタが道の駅を主会場として開催され、開会式に本職が出席しました。

7月11日 山口県萩地区暴力追放運動協議会総会が萩市民体育館で開催され、本職が出席しました。

7月16日 地方創生推進事業キックオフミーティング及び交流会が役場大会議室及び道の駅下芝生広場で開催され、本職が出席しました。

〃 阿武町地球温暖化対策地域協議会が役場小会議室で開催され、本職が出席しました。

7月17日 阿武町森里川海シンポジウムが町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

7月19日 埼玉県松伏町議会議員が研修視察のため来町され、本職が対応しました。

7月23日 第40回おやじソフトボール大会が町民グラウンドで開催され、開会式に本職が出席しました。

7月28日 第26回なご夏まつり日本海イカダ大会が道の駅阿武町下海浜で開催され、開会式に本職が出席しました。

8月5日 更正保護サポートセンターはぎの開所式が萩市総合福祉センターで開催され、本職が出席しました。

8月20日 第52回職域ソフトボール大会が町民グラウンドで開催され、開会式に本職が出席しました。

8月21日～23日の3日間 山口県町議会議長会研修視察が山梨県昭和町及び富士川町で開催され、本職が出席しました。その資料は議員控室に置いてありますのでご覧ください。

8月23日 第26回阿武萩和牛共進会が萩市むつみ肉用牛集出荷施設で開催され、中野副議長が出席しました。

8月26日 民生委員児童委員推薦会が町民センターで開催され、本職及び市原議員が出席しました。

8月27日 山口県町議会議長会、議会実務研修会が山口市のセントコア山口で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

9月3日 議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。

9月4日から6日にかけて、各地区において敬老の日大会が開催され、議員各位、長寿に対する祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長　ここで本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦）　令和元年第3回阿武町議会定例会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、公私ともにご多繁の中を、本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼を申しあげます。

さて、今年も暑い夏でありましたが、また今も残暑が大変厳しいわけでありましたが、8月14日には山口市で38度という、観測史上最高を更新したとのことでありました。また、15日には台風10号の接近により、JRが新幹線と県内在来線の全7路線を計画運休したために、お盆のUターンラッシュが早まるなどの大きな影響も出たところでもあります。また、8月26日から29日の間に300ミリを超える地域が相次ぎ、当町においても福賀地区で300ミリを超え、3地区で避難準備・高齢者等避難開始による避難所を開設するなどの対応に追われたところではありますが、大災害に至らずに夏を乗り越えることができました。そして、9月に入り、本格的な台風シーズンを迎えたところではありますが、一層気を引き締めてこの時期を乗り越えなければならないと考えているところでもあります。こうした中、今年10月6日に宇田郷地区で総合防災訓練を予定しているところではありますが、訓練を通じて、「自助」、「共助」、「公助」の意識の喚起を行い、それぞれを組み合わせながら命を守る行動につなげていくと共に、この後も、台風の影響を受けることなく、豊穡の秋が迎えられるよう願っているところでもあります。

さて、現在進めております地方創生の事業におきましては、去る8月16日に、専門家を交えて、阿武町のまちづくりの方向性を話し合う「地方創生推進事業のキックオフミーティング」を役場大会議室で行い、夕方からは、道の駅下の

芝生広場において、アウトドア用品では国内一流メーカーでありますスノーピークの演出による交流会を開催いたしました。交流会には、各分野の専門家や町内の農林水産業及び商工業などの関係者が一堂に会して、地元の魚介類や農産物を使った料理を楽しみながら、また試食しながら「町の資源」や「眠っている魅力」等について意見交換を行ったところでもあります。また、翌日の17日には、町民センター文化ホールで「森里川海シンポジウム」を開催し、環境省総合環境政策統括官の中井徳太郎氏の基調講演に続いて、「選ばれるまちづくり」をテーマとしたパネルディスカッションでは、前日のキックオフミーティングに出席した7人の専門家に交じって私も登壇し、パネラー等8人がそれぞれの立場で意見を述べ合い、討論する中で、外から見た阿武町の魅力や、阿武町に眠る資源の価値を再認識すると共に、これからのまちづくりの方向性についても広く町内外に発信したところでもあります。

また、先般は、「打てば響く！これからのまちづくり説明会」を、8月26日、そして27日、更に9月5日の3日間かけて町内各地区で開催し、「未来に続く阿武町の力と可能性をみんなで確かめる」と題した人口分析の報告をはじめ、家計調査や経済循環調査の説明等を、一般社団法人「持続可能な地域社会総合研究所」の藤山所長に分かりやすく説明いただいたほか、担当課のまちづくり推進課長、そして一般社団法人ステージ代表の田口氏から地方創生の取り組みについての説明をしたところでもあります。現在、経済規模が拡大し、社会情勢も大きく変化していく中で、働き方や暮らし方におけるライフスタイルの多様化により、人の流動性も高まり、社会の変化に対応出来るまちづくりが求められてきていますが、町の人口は2000年を境に高齢者人口も減少する「全減期」に入り、阿武町は全国に比べて40年早いスピードで人口減少が加速している状況であります。特に、来年3月までに生まれる今年度の子どもの出生数は、現時点で4人という見込みになるなど、ショッキングな事実もある中で、社会増

を担うUターン、Iターン等による転入者への対策が急務であり、「縮充」という人口減少を前提とした地域運営のあり方を目指す中で、知恵をしぼり、創意工夫をしながら行動していく力が試されている時でもあります。また、各種事業所の承継問題を含め、基幹産業の維持が困難になってきており、所得の安定化を図り、事業を通じた後継者育成や確保も急がれております。そのためにも現状を的確に捉えて、具体的な改善策を図っていくことが必要であります。

特に、今年度は、地方創生計画に係る3つのプロジェクトを展開中ですが、まず、「選ばれる阿武町創生プロジェクト」におきましては、来年度からの次期5ヶ年間を見据えた移住定住の促進に係る方針及び計画の策定を行うものであり、現在、阿武町の未来を担う若手職員を中心に、ワークショップやヒアリング等を通じて策定作業を進めておりますけれども、10ヶ年先の阿武町の方向性を示す「基本構想」、それと、その内の前期5ヶ年間の計画となる「第7次基本計画」にあわせて、これもあわせて作成することとしており、キーワードを「持続」、「循環」この二つとしているところであります。

次に、「森里海新たなしごと創出プロジェクト」における水産業におきましては、ご案内のとおり、テレビ等でおなじみの「ウエカツ水産」代表の上田勝彦氏を毎月2泊3日で招いて、神経締め等の技術指導や販路の開拓、六次産業化に関するアドバイスのほか、道の駅スタッフ等への販売指導や研修等を通じて、社員のレベルアップを図っているところであります。また、林業におきましては、長伐期施業の手法を取り入れた自伐型林業を推進するために、町民及び移住者向けの研修等を通じて、地域の生業としての林業の再構築を図っていくこととしているところであります。また、農業においては、別の事業を展開しながら、農産物のブランド化をはじめ、4分の1ワークスにおける援農支援、そしてスマート農業の推進、農福連携の推進の他、特産品のキウイフルーツモデル団地の整備を行うなど、今年度を「第一次産業再生元年」と位置づけて、第

一次産業の活性化に向けた取り組みを強力に進めているところであります。

そして3つ目の「まちの縁側プロジェクト」におきましては、阿武町を訪れる人々の滞在時間を延ばし、阿武町の暮らしを知ることで、移住、定住、関係人口の増加を促進する町の縁側機能を構築するために、専門家を招致し阿武町の玄関口である道の駅等に、滞在型交流拠点のキャンプフィールドやビジターセンター、簡易宿泊施設等の整備をはじめ、暮らしの体験プログラムの開発や運営体制の構築支援等を行うこととしております。また、併せて地域内経済の循環を促進する地域内循環の可視化を図るための調査等を行っているところであり、今後、地域内経済の循環の実現を目指し、その効果を高めていくためには、町内に入ってくる人・もの・お金を増やして、町内に貯めて循環させ、町外への流出を抑制し、経済における地域の活性化を図っていくものであります。

そして、この3つのプロジェクトを上手く連携させ、町内3地区がそれぞれの特性を生かしながら手を結び、森川海の豊富な資源を活用し、磨いていく中で、「活力と魅力のある持続可能なまちづくり」を総合的に推進していこうとする一大プロジェクトであります。ここにきて、蒔いた種から少しずつではありますが、「芽」が出てきたところであり、地方創生事業における全体像も見えてきたのではないかと考えておりますが、議員各位におかれましては、改めて、ご理解ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それではここで、山陰道における木与防災事業の現在の状況と今後の見通しにつきまして報告させていただきます。

先ず、今年度の事業につきましては、現在、追加の測量調査と、残りの用地買収及び用地補償、補償補填等を随時行っている状況でありまして、用地買収等については、今年度中にほぼ完了するというところであります。次に、実工事につきましては、工事用道路の田部3号が既に発注済みで、続いて木与2号及び田部4号を発注予定ということで、本線につきましては、起点となる田部側

の山の掘削の発注を近々に予定しているとのことであります。

また、来年度においては、工事用道路の木与2号及び2-2号と、本線の起点となる田部側と、終点の木与側遠根付近の工事に取りかかるとのことで、木与防災事業の工事が完了するまでには、あと7年程度かかるとの報告を受けているところであります。

次に、「萩テレビ株式会社」であります。8月30日の零時をもって、これまでの萩ケーブルネットワーク株式会社の「ケーブルテレビ事業及びケーブルインターネット事業」が継承され、新会社の「萩テレビ」により新たにスタートし、9月2日には、大井徳三（とくぞう）社長が私のところに挨拶に見えたところであります。町長室での会談の際には大井社長は、地域社会に貢献する企業として、また、地域インフラとしての役目を果たすべく、更なる技術とサービスの向上を目指していくことを約束され、ネット回線の増強やテレビの4K対応などの施設整備にあたっては、国の補助金を活用するためにも、ぜひ、新会社にご出資いただき、第三セクター企業として、有益なサービスを提供して参りたいとのことでありました。出資金の額については、その時点での明示はありませんでしたが、阿武町においては9割以上が、「萩テレビ」に加入している状況であり、出資の件につきましては、今後、萩市さんとも調整をしながら時期を見て、議会にもご協議を申し上げたいというふうに思っております。

その他、10月からの消費税の引き上げに伴い、国の政策により、3歳から5歳までの保育料が、10月から無料化されることとなっておりますが、国の方針では、給食の材料に係る副食費や、住民税非課税世帯を除く0歳から3歳未満までの子どもについての保育料は、これまでどおり保護者の負担とされているところであります。私は、町長に就任以来、魅力あるまちづくりの一環として、未来を担う子どもとその保護者の負担を軽減するために、高校生までの医療費の完全無料化をはじめ、福賀地区・宇田郷地区高校生の通学費を、奈古地区と

同等に軽減しておりますし、高校生の下宿代についても1万円を上限に毎月補助しております。また、女性の社会進出と働く女性の子育て支援を充実するために、保育園の保育時間の延長、そして、土曜午後の保育の実施、保育料の軽減等、子育て支援を積極的に行ってきたところでありますが、平成28年から30年までの出生数がそれぞれ9人、9人、9人、更に、先ほども申し上げましたとおり、今年度の出生者数が現時点で4人ととどまっており、大変な危機感を持つと同時に、更なる子育て支援の必要性を感じているところであります。現段階では、財源に係る国の無償化制度に対する地方交付税の算出根拠と地方消費税の増収分が不明瞭であり、過疎債の活用についても不明確なところがありますが、子育て支援を更に強化し、魅力あるまちづくりを推進していくためには、ある程度の町の負担も止むなしと思うところであり、この件につきましても、会期中に議員の皆さんとも協議し、対応について検討して参りたいと思っております。

最後に、イージス・アショアの問題であります。6月定例会以降の主な動き等について若干触れさせていただきますと、6月14日付けで、村岡県知事、藤道萩市長、そして私の連名で、岩屋防衛大臣宛に、イージス・アショアの配備に係る適地調査結果についての4回目の照会文書を提出したところでありますが、電波環境調査、地質・測量調査、活断層、騒音と迎撃ミサイル発射時の噴煙、更には、安全・安心のための具体的な措置など、大きく5項目、詳細にわたっては16項目になりますが、3ヶ月近くなりますが、未だ回答がない状況でありまして、聞くところによりますと回答にはなお相当の時間を要する様であります。そして、7月3日には、岩屋防衛大臣が来県され、県庁において知事さん、萩市長さん、そしてそれぞれの議長さんと、私と末若議長とで面会いたしましたところであります。内容については、マスコミ等で皆さんご存知のことと思っておりますが、大臣からは、各種調査における不適切な資料の取り扱い、

データミス、更には、職員の態度等一連のことについて謝罪があり、防衛省内部で新たな組織を立ち上げて、調査もやり直し、地元の意見を聞き、理解を得るよう努めたいとのことでありましたが、私も発言の機会がいただけましたので、従来からの主張どおり、場所の選定にあたっては、他に代替え措置が無く、どうしても陸上ということであっても、前提となる1 k㎡というような広大な面積の再検討等を含めて、住民の生活圏・生産活動圏に近接しない場所を改めて調査し、むつみ演習場への配備については断念していただくよう、改めて強く要請してところであります。こうした中、7月21日実施の参議院議員通常選挙の際の、NHKの報道を目にしたわけでありますが、各地区の投票所での出口調査における投票行動に合わせてイージス・アショアのむつみ演習場への配備についての賛否を問うた結果が報道されました。これによれば県下全体で配備賛成が49%、反対が51%となっておりまして、県民の過半数が配備に反対し、更に女性につきましては66%が配備に反対している、こういった実態が浮き彫りにされ、ある意味驚いたところであります。

こうした中、先月8月28日には、中国四国防衛局の赤瀬局長の後任の森田局長が来町され、秋田を含む一連の不適切なデータの使用等の反省から、再説明に向けた今後の準備作業等について大きく2点の実施について説明と申しますか、通告がありました。まず第1点目は、むつみ演習場においては、西台一帯の航空レーザー実測調査を外部委託して行うこと。2点目は、令和元年度予算に計上したイージス・アショアを構成するレーダーの取得及び標準設計の契約に向けた入札等の手続きを実施するというものでありましたが、ただし、これは「特定の配備地を前提とした経費は含まない。」というふうな説明でありました。

こうした中、去る9月2日に、「むつみ演習場へのイージス・アショア配備に反対する阿武町民の会」から岩屋防衛大臣及び森田中国四国防衛局長宛に、新

たな申し入れが為されたとお聞きし、先般その写しを入手したところであります。内容は主に2点ありますが、まず第1点目は、「配備候補地選定にあたっては、国有地・演習地に限定せず、山口・島根・鳥取県、また、北九州市を含む沿岸部で人家等に影響のない適地を広く探し、その調査データを比較・検討できるように公表すること。」ということで、私が従来から申し上げている第3の着地点、あるいは、秋田同様にゼロベースからのスタートということにも通じるものだと思っております。また、第2点目は、「むつみ演習場からの地下水は、阿武町側の北側や西側には流れないという結論に至ったデータ等の公表と結論の妥当性の説明、及び表面水調査の内容と結論の根拠を求める。」という内容であり、私も、地形等から、福田や宇生賀方向に一切地下水が流れないということは信じがたく、このことについてはいずれ、その結果に至った実測データの詳細とその論拠等を求めなければならないと思っておりましたが、阿武町民の会の申し入れ等の文脈から考察すると、公表された調査内容と、導き出された結論に不信があり、今後、必要に応じボーリング等による現地実測調査の実施も併せて求めたものと理解したところであります。

なお、このイージス・アショアの問題につきましては、阿武町は町として反対しているところではありますが、まだまだ道のりは遠く、先の見えない状況がありますが、私は、私の後ろには多くの阿武町民が後押ししてくれているという強い気持ちを持ち、私の力の限り不撓不屈の信念を持って対応していきたいと思っている次第であります。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は11件で、議案第1号の阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、本年11月5日以降において旧氏（きゅううじ）を併記する申請をした方に限り、住民票・

マイナンバー等へ旧氏を併記できる取り扱いが開始されることから、印鑑登録証においても同様に旧氏の併記を可能とすること、及び、性同一性障害等に配慮して、性別に関する事項を削除しようとするものであります。

続いて、議案第2号の阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、来年4月から施行されることに伴い、今まで任用根拠が曖昧と指摘されておりました臨時・非常勤職員を、フルタイム会計年度任用職員、そしてパートタイム会計年度任用職員として定義して、任用根拠を明確にしようとするものであります。

次に、議案第3号は、予定価格が5千万円を超える尾無の定住促進住宅新築工事の請負契約の締結、そして議案第4号は、土地の買い入れが、1件5千㎡を超える奈古地区寺東の大床ため池下の農地を、工場用地として造成するための取得について、それぞれ地方自治法の規定によりご議決をいただくものであります。

次に、議案第5号は、小田教育長の任期満了に伴う後任教育長の人事案件であります。

次に、議案第6号の阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正は、町が指定するゴミ袋の金額を据え置くため、別表を店頭販売枚数に合わせた税抜き価格の設定に変更するための改正であります。

また、議案第7号から10号までは、一般会計補正予算の他、国保事業勘定、更に介護保険事業、更に簡易水道事業それぞれの特別会計の補正予算、そして議案第11号は、地方自治法の規定により平成30年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定であります。

このほか、全員協議会での協議につきましては、本日の定例会終了後にご協議いただく先ほども申し上げましたが、保育料の無償化等についての他、報告事項につきましては、議会最終日に、平成30年度決算における地方公共団体の

財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び、町の執行に係る工事等の契約の締結報告についての2件を報告することとしております。

なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、その都度、担当参与から説明いたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、伊藤敬久君、3番、市原 旭君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる9月3日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月20日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月20日までの11日間と決定しました。

日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が4人ありますので、議長において通告順に発言を許します。はじめに、7番、清水教昭君、ご登壇ください。

○7番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会にご出席の皆様、おはようございます。阿武町議会議員の清水教昭です。さて、これから一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。質問事項は大きく、図書館等の整備を推進し文化度の高い阿武町へ、を進めます。

明治維新以降、我が国の図書館の歴史は、明治5年(1872年)に、文部省が東京湯島博物館に設けた「書籍館」、後の帝国図書館に始まりました。明治12年(1879年)の教育令で法令に定められた書籍館は、その後「図書館」の名称となり、明治32年(1899年)の図書館令に基づき、県庁所在地の中央図書館を中心とした整備が進められてきました。戦争終了後には、健全な発達を図る観点から、昭和25年(1950年)に新しい図書館法が制定されました。平成20年(2008年)、平成18年の教育基本法改正を踏まえ、図書館法は、社会教育法・博物館法と共に改正をされました。主な内容は、人々の学習成果の活用、図書館の運営能力の向上、司書の資質向上と資格要件の見直し等の条項が新たに加えられました。これから、阿武町に目を向けますと、夢と笑顔溢れる「豊かで住み良い文化の町」を、目指す阿武町にとって、図書館または図書館コーナーの整備は避けて通れません。この公の施設は、歴史的にも存在的にも文化度の高い位置付けがされます。従って、その軸を絞って2点申し上げます。1つには、我が国における全国的な社会構造・経済情勢の変化をはじめ、高度情報化や少子高齢化社会への急速な進展は、この阿武町にも大きく押し寄せてきました。これらの社会の変化に対応するためにも、生涯学習社会の充実に向けた取り組みが喫緊の課題です。そうした中で、阿武町の方々にも人生100年時代がきて、「生涯学習」と「生涯現役」の機能を果たす機関としての図書館は大きく

注目されます。2つには、公共の存在感と、地域創生と地域再生を支援する「地域の知の拠点、すなわち知識の拠点」として、着実に役割を果たしていく図書館自身の取り組みは、絶対に必要不可欠な施設であります。では、直近における、阿武町の取り組みはどうなっているのかを少し触れます。平成28年度、阿武町の新しい図書館整備を検討、平成29年度は阿武町図書館等整備のあり方検討委員会の発足、平成30年度、検討委員会より答申書が報告、平成31年度、3月の行財政改革等特別委員会で、図書館の展開について慎重審議をいたしました。その結果は、あぶ広報の4月号NO574の10ページに記載をされた通りです。そこで、この「阿武町図書館等整備のあり方」についての答申書には、今抱えている阿武町の現状と、それを踏まえての進むべき方向性が出されてきました。本当に素晴らしい答申書であり、感謝に変える言葉が見つかりません。ありがとうございました。委員の皆さん方の、汗がにじむ努力と事務局の関わりには敬意を払います。さて、3月の行財政改革等特別委員会での審議から6ヶ月が経ちます。「豊かで住み良い文化の町」が実感できる阿武町にするために、図書館等の整備を推進する質問をいたしますので、お答えをお願いいたします。

まず1つ、平成から令和元年に向けての1年間と今後の取り組み。答申書の最後に、「阿武町に相応しい図書館又は図書館コーナーとは何か」という命題を、ここで終わらせるのではなく、常に考え続け真摯に答えていく姿勢を持ち続けることが求められている。となっていました。また、更なる改善案・政策を明確に示していくことが求められていました。これを受けて、行財政改革等特別委員会の席では、検討委員会の委員へ「将来に向けた形をどうするのか」等の意見をもらうとなっています。と回答を得ました。従って、この半年間の実績、そしてこの1年間とこれから具現化するまでの将来計画が当然出来ていると考えますので、お聞きします。併せて、図書館、また図書館コーナーの開

館予定は何年の何月頃か、お聞かせください。ここの所がとても重要です。

2点目、図書館法と阿武町図書館の整備方針に基づく基本理念・基本方針とサービス目標についてです。法律の図書館法では、第1章 総則 この法律の目的、第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。そして定義が第2条、図書館奉仕が第3条等々で条文があります。これらを鑑みても、阿武町が図書館又は図書コーナーを整備するには、基本理念・基本方針とサービス目標は最低限必要な事項です。でないと「図書館の設置及び運営に関して必要な事項」の定めが欠落します。定めるにあたっては、阿武町の皆様方と、図書館又は図書コーナーを利用している皆様方の意見が必要と私は考えます。ついでには、今日の段階では、案レベルで基本理念、また基本方針とサービス目標が出来上がっていると考えます。案レベルの考え方と、ここがこれから決定するまでの進め方についてお聞きします。

3点目、山口県図書館協会との連携です。山口県図書館協会は、明治42年（1909年）に、日本の図書館の地方組織として初めて発足した団体です。当協会事務局は、山口県立山口図書館内にあります。県内は公共図書館を持つ13市5町が入会をしています。その中で阿武町だけが正式な図書館がなく、入会をしていません。どうして今日まで、施設会員又は賛助会員として入会しなかった理由と、障害は何であったのか。併せて現状の状態で、入会ができないのか。また連携をするためには、阿武町側が何らかの、内容に対する工夫策が必要であるのかお聞きします。

4点目、これからの「図書館のあり方」での政策と推進をしていく「よびかけ」の取り組みは。図書館の整備を推進するには、課題解決型の公共図書館及びレファレンスサービス（書籍の照会・参考文献）等の充実等の政策提言を掲

げて運営していくことが大切になります。現状の図書館コーナーにおいて、こ
こらが全く発信をされてない様に見受けられます。今までにおいて、具体的な
政策の実績を1つと（たくさんありますがたくさんはいりません。）また新し
い政策も出来上がっていると考えますのでお聞きします。併せて、地方公共団
体、図書館職員、地域住民、各種団体や機関等に協力をよびかける。このよう
なことを阿武町あげて行えば、図書館又は図書コーナーが活性化します。例え
ば、1つ、地方公共団体の全ての機関の職員には、図書館の設置者として、図
書館行政の推進、また、利用者及び連携・協力先と事業連携、2つには、地域
住民には、地域の課題解決に必要な情報提供、また、ボランティア活動等を通
じて、運営への積極的な参画、3点目は、各種団体や機関には図書館と学校の
連携、協力、また、図書館から文献リスト等の情報提供、事業共催等が、多く
更に際限もなく、多く挙げられます。相手からの打診ではなく、こちら側から
の積極的な「よびかけ」が、必要です。図書コーナーのレベルであったから、
という言い訳はできません。過去の「よびかけ」実績と、これからの取り組み
をお聞きします。

5点目、図書館づくりと住民参加についてです。公立図書館は、地方自治体
が設置・運営するものであり、地方自治は住民自治と団体自治とで構成されて
います。基盤となるのは住民自治であります。住民の意思によって行政サービ
スの内容、水準、質が決まります。図書館と図書コーナーも同様です。その意
味で、住民の視点において図書館づくりが必要です。例えば、1つ、幅の広い
仲間づくりから「図書館づくり」という一点で協力しあう関係が必要です。地
域の中の個人は元より、活動しているグループ、組織に働きかける。2点目は
、地域の中での活動、例えば、継続的な活動を行い「図書館づくり」をアピー
ルしていく等が挙げられます。図書館又は図書コーナーを利用するのは、住民
の1人ひとりの方です。当然に検討委員会の委員視点も大切です。重要です。

しかし、まずは住民参加の視点での「図書館づくり」での取り組みが大変に重要ですし政策提言がいろいろあります。これらのお考えと、取り組みをお聞きします。

以上、質問内容は、大きく5点になります。町長又は教育長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の、7番、清水教昭君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 7番、清水教昭議員の、図書館等の整備を推進し文化度の高い阿武町へのご質問にお答えいたします。ご質問は5点ございます。

まず1番目の、平成から令和元年に向けての1年間と今後の取り組みについて、でございます。本町の図書館等の整備につきましては、ご案内のとおり平成29年の8月に、図書館等整備のあり方検討委員会を立ち上げました。そして、翌30年の2月に、阿武町にふさわしい身の丈に合った図書館、図書コーナーを整備すべき、との答申を受けたところでございます。その後、平成30年度に、事務局内部で様々な角度から検討を重ね、また、萩市図書館とも協議を重ねてきたところであります。今年度も引き続き、答申にありますように、身の丈に合った図書館、図書コーナーを整備とはどのようなものにするかを念頭に置き、5月初旬に町長、副町長、私と事務局で、3地区の公民館の図書コーナーを現地で確認いたしました。そして、施設の大幅な改造も視野に入れて図書館ではなく、図書コーナーを拡充、整備する方向で検討しているところであります。ソフト面では、萩図書館と協議を行っている状態ではありますが、現在の協力の範囲で可能な連携について、より具体的な協議を行っております。また、長年懸案であります図書の管理、貸し出しシステムの導入につきましても、貸し出しの利便性の向上や、プライバシーの保護にも有効なシステムの導入が必要と考えておりますので、検討を正に行っているところでございます。以上のように、ハード、ソフト両面で検討を行っているところでありますが、今後の予定といたしましては、今年度中に概要をまとめ、来年度に実施設計を行い、令和3年度から工事を着手したいと考えております。

しかしながら、3地区の図書コーナーの整備につきましては、各支所の機能の向上を図る事も視野に改修を考えておりますので、予算の兼ね合いもあります。諸条件を考慮し、数年に分けて、順次整備をしていくことになろうかと思っております。

次に、2番目の図書館法と阿武町図書館の整備方針に基づく基本理念・基本方針とサービス目標についてであります。阿武町公民館運営規則によりますと、第6条に公民館図書コーナーの図書の使用の規定があるのみで、元々は、図書の貸し出しと閲覧を想定されているようでございます。各公民館の図書コーナーには、各市町の歴史書や、山口県史、辞典、新聞各紙等の資料もありますが、また、小説や歴史書、実用書等もより多く所蔵しています。各公民館の図書の展示方法は異なりますが、新刊図書や児童図書、一般図書や人権図書等に分けて書架も決めております。また、公民館には専従の司書の有資格者はおりませんので、サービスにも限界が生じております。今後も図書コーナーとして運営する上で、これまで同様に図書の利用を図ることを主な目的として、図書の貸し出しや図書の購入の予算を割り当てながら、時勢に合った図書、或いはまた話題性のある図書等を十分に購入し備えて参りたいと考えております。蔵書等の紹介につきましては、多様な手法があろうと思いますが、より親しみ、活用していただける方法を考えていきたいと思っております。更に、図書館の管理・貸し出しシステム化も考えておりますが、萩図書館や山口県立山口図書館とも連携し、利用者への利便性の向上を図って参りたいと考えております。これらにつきましては、地域の皆さんも委員となっておられます公民館運営審議会等の関係会議でも協議して参りたいと思っております。

次に、3番目の、山口県図書館協会との連携であります。山口県図書館協会は、山口県立山口図書館を始め県内の市町立図書館 18 施設と、7 つの図書館の応援団といえる民間の団体会員で構成され、公立図書館部、児童読書研究部、情報サービス部、図書館連携部の 4 つの部に分かれております。主な活動は、理事会、総会、全体研修会や各部の研修会が年に 1 回程度行われていると聞いております。協会の会則

では、会員は施設会員、団体会員、賛助会員となっており、施設会員は図書館及び図書室等の類縁施設。団体会員は、個人又は民間の非営利団体により構成され、図書館振興のための活動をしている民間の非営利団体。賛助会員は、協会の事業に賛同する個人または法人。となっております。阿武町は、図書館が無いという事もありますが県内市町で唯一入会しておりません。会則上では、図書館及び図書室等の類縁施設となっておりますので、入会できないわけではありません。また、必ず入会しなければならないわけでもないようです。図書館協会の事業は、司書等の専門職員の向上に向け研修が多いわけですが、専門職員のいない阿武町の公民館図書コーナーの担当者等が、そのような研修を受ける事も、一方では有意義かも知れません。ただ、山口県立山口図書館でも、この協会の事業以外にも、研修会が多く開催されておるわけでありますので、その研修会には町の職員も研修会に自由に参加することができるわけであります。今後、これらの研修に参加する事も進めていきたいと思っております。また、図書コーナーの充実と山口県立山口図書館との連携を図るために、平成20年10月に遠隔地利用システム(現在は、e-Net 貸出サービスと申しますが)の対象館として承認されております。それ以来、県立図書館の蔵書を個人が中央公民館を介して借り入れ、返却が出来るようになっております。そのような事情もあり、阿武町ではこれまでも協会に加入しておりませんし、当面は図書コーナーとして充実を図る事としており、協会への入会につきましては、今後の検討材料としたいと考えております。

次に、4番目の、これからの「図書館のあり方」での政策と推進をしていく「よびかけ」の取り組みであります。図書館として整備を図るのであれば、司書等の専門職員が行うリファレンスサービスは、図書館の重要なサービスであると考えております。しかしながら、現在、阿武町には、先ほど述べましたように司書等の専門職員も置いておりません。図書の貸し出しを主な業務内容としている図書コーナーでありますから、新刊図書等の紹介等は行っておるものの、リファレンスサービスというのは実際にはございません。ただ、教育委員会事務局や公民館には、歴史的なものや文化的、地理的なもの

の等、様々な問い合わせがあるわけであります。その都度、資料提供や図書等の紹介を行っているので、リファレンスサービスの一つと言えるのかもしれませんが。図書コーナーの書架もそう多くはありませんが、新刊図書や児童図書、一般図書等書架毎にある程度の分類をしております。しかし、蔵書の管理も紙ベースの台帳であり、貸し出しについても同様のアナログなもので行っている状態であります。先ほども申し上げましたが、身の丈に合った施設としては、今のところ図書コーナーの拡充と整備の方向で検討しておりますので、ソフト面では、蔵書の管理・貸し出しシステムの導入や、萩市立萩書館、山口県立図書館との連携を一層図ることを考えております。専門的で高度な調査や研究の場合は、連携している図書館をご利用いただき、図書コーナーでご利用いただく等の使い分けの利用方法等も検討していく必要があるかと思っております。

次に、5番目の、図書館づくりと住民参加について、であります。公民館も図書館も住民の方が集う施設であると考えておりますので、利用者の声は業務を行う上で大きなヒントとなります。また、今ある施設で多くの方に利用されるように工夫する必要もあります。阿武町では、図書を利用して活動される機会として、例えば、絵本の読み聞かせがあるようであります。これは各小学校単位でも行われておるところであります。これも保護者が主体に各地域で活動されておられる学校もあります。このような皆さんと、社会教育の場を活用して図書の活用方法や、読み聞かせの技術的な事等が学べる機会をつくる事、そして、地域の方を対象に読書会を行う等、公民館と図書コーナーが同一施設にあるという特性を生かして、蔵書、資料を利用できる機会を設けていければ、公民館図書コーナーであっても、有意義な活動が出来るのではないかと考えております。また、このような場で、どのような図書を購入するか等利用者のニーズもわかってくるのではないかとと思っておりますので、今後開館に向けて更に具体的に検討していく必要があるかと考えております。更に、情報ネットワークを利用した情報発信も併せて十分に検討を進めて参りたいと思っております。以上です。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、清水教昭議員「あります」という声あり。)

○議長 はい、7番。

○7番 清水教昭

まず、今再答弁の質問項目をご案内します。1つがですね、山口県図書館協会に入会して萩市との協力金見直し、これについて質問させていただきます。2点目は、図書館のあり方、政策、これをまちづくりに連動できないのか、という事について大きく2点質問させていただきます。その前に、今色々ご答弁いただきました。ありがとうございます。で、この中でやはり町民の皆様方が一番心配していらっしゃるの、この図書館が、いつ出来るのかな、という事です。ですから、要は何が言いたいかと申し上げますと、多分開館にあたって色々な事業、施策、取り組みが出てくると思います。それをただ、項目別に羅列しても非常にそれが見にくうございます。一番いいのは、手法としてアローダイアグラム法というのがございます。ぜひ、これを一度見ていただきまして、ひもといてですね。あっ、これは時系列的にどの時点で何をしていくのか、そして、次の時点で何をしていくのか、そして、その結果、どの時点とどの時点が融合して、又は取り組んでいたただいて、結果としてこういう事をまたやっていかんといかんのが、目に見える形で具現化して分かってきます。ぜひ、アローダイアグラム法を活用していただいたらなと思っております。期待しております。それでは質問に入ります。

まず1点目、山口県図書館協会に入会して萩市との協力金見直し、です。萩市の図書館を、阿武町の方々が利用する事により、萩市へ協力金を、平成29年度の場合で約570万円を支払っています。やはり、阿武町の住民の方も萩市には蔵書がたくさんあります。色々な資料があります。行ってはいけませんという事はできません。だから、やはりこれからも利用されると思います。そうすると、この協力金は、過去から現在まで続いています。合わせてこれ

からも将来にわたり続くと考えます。では、これをどうしたらいいのかという事だと思えます。そこで、山口県図書館協会に入会する事により、当協会の指導を得て、広域連携の枠組みです。広域連携の枠組みで一つ良い方向にソフト決着、ソフトランニングでソフト決着ができないのか、ぜひ、前向きなアプローチでの取り組みをお聞きします。

2点目、図書館のあり方、政策をまちづくりに連動させるには、という事ですが、図書館のあり方、政策を工夫する事により、阿武町のまちづくりに連動して大きく効果が出ると私は考えます。例えば、死因別死亡率の年次推移を見てみますと、悪性新生物（俗に言う一般的なガン）の死亡率は、当然ガンも種類が色々ありますよ。死亡率は、昭和56年以降、死因の第1位となっています。2017年は、3.6人に1人が悪性新生物で死亡した事になります。従って、3地区の図書コーナーに、この病気や治療方法について解説する冊子があれば、また、そのようなコーナーがあれば町民も心強いです。何冊くらい備えてありますか。という事ですね。私もですね、本を読むのが大好きです。だから私の場合は宇田郷地区ですから、ふれあいセンターのコーナーに行きましてですね、本は読んでおります。だけど、ここらに関わる本がですね、どう頭の中をフラッシュしてもあまりなかったような感じがします。何冊とかは申し上げません。ぜひ調べていただいたらなと思っております。また、これらの冊子を啓発する事で、集団健診への受診率アップに少しでも役に立つと考えます。健康福祉課との連携はできませんか、という質問です。以上2点でございます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、再質問の1点目でございますが、山口県図書館協会に入会して萩市との協力金等について、でございます。

図書館協会会則の事業を定める項目に、図書館及び関係機関との連携提携

をとという部分もあります。この事は、お互い図書館同士で、蔵書の期間の貸し出し等の提携、或いは業務に関する連携を図る事ではないかというふうに考えております。具体的な懸案事項については、当事者間の話し合いが中心ではないかと思っております。協力金は、阿武町と萩市の関連でございますので、この協会の事業と協力金とは質が違うのではないかというふうに思われます。また、萩市立萩図書館への協力金は、ご案内のとおり萩図書館の運営に係る経費に対して、阿武町の住民への貸し出し割合（概ね3パーセントであります）に応じて拠出しているところでございます。今おっしゃるように29年度は570万円という事でございます。これは、阿武町と萩市の協議によって決定されたものであります。阿武町への貸し出しは、毎年1万冊を超えておりますし、利用登録されている方も現在235人という大変増加傾向であります。このような中で、先ほども申しましたけれども、この経費をより生かすために図書館との連携を強化していきながら住民のために図書館の利便性を図っていくというふうに考えております。従いまして、この図書館協会を仲立ちにして、という事は、本来の協会の運営方針から見ると、どうもそぐわないのではないかと思われるわけでございます。ただ、この協力金を払っている関係もでございますので、十分に協議をしながら、これに見合うだけの対価を求めていきたいと思っております。

2点目の、図書館のあり方と政策をまちづくりに連動させては、という課題でございます。公民館図書コーナーには、書架にそれぞれ人権学習コーナーとか、或いは絵本コーナー、更には男女共同参画コーナー等々の特例のコーナーも設けております。特に、議員ご質問のように、医学的な専門書という蔵書はございません。かなり専門性の高いものでございますので、購入が高額になる事もあるという事で置いておりません。その医学的な蔵書につきましては、健康福祉課から送られてくる医療系の冊子は公民館に置いており

ます。おっしゃいました、このがんに関する冊子は、国立がん研究センターが監修しているもので、その一部はがん検診対象者にも送られております。冊子の方が専門的な図書よりも一般的に分かりやすいと思いますので、健康福祉課と連携して、そのようなコーナーを更に開設は続けていた。このように健康福祉課の例でございましたが、役場各課の色々な啓発資料等もございまして、町民への情報発信という意味からも図書コーナーに設置しながら利便を図っていくというふうには思っております。以上でございます。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、7番。

○7番 清水教昭 まず、答弁をいただきました。その件について、再度答弁をしてくださいという意味ではございません。わたしの考えをご案内いたします。まず、1問目の山口県図書館協会に入会して萩市との協力金見直しですが、これは、当事者間の話し合いで萩市と阿武町で取り組んでいた。そして若干これは内容、質が違う。やはり問題はそこだと思います。平準的に言えばその通りだと思います。だけど、そこを一步踏み込んでやるのがスーパーセールスですよ。又はスーパー職員です。職員というのは、1プラス1が2になるのは当たり前なんですね。だけど、スーパー職員になりますと、1プラス1がコラボレーションして3にも4にも持って行くのがスーパー職員です。だから、私が求めているのは、そういう営業展開をやってほしいという事です。非常に今この段階で答えはいただきませんが、削減していくというのは無理でしょう。だけど、そういう事を頭の隅っこにおいていただいて取り組んでいただいたらうれしいなと考えております。それから、2項目、まちづくりに連動させては、という事をご案内いたしました。やはり、専門性という事をおっしゃいました。全くその通りだと思います。専門性である

からこそ逆に言ったら、地域住民の方々はなかなかそういう本に接触する機会が少ないと私は思います。だから、それを否定的に捉えるのではなくて肯定的に捉えていただいて、だからどうしたらいいのかな、要は固定概念を変えていただきたいと思います。そうすると、そういう悪性新生物に罹っていらっしゃる阿武町住民の方、そうたくさんいらっしゃいません。本当に罹った人たちは、ああそうなのか、こういう処理をしたら良いのか、こう薬を塗ったら良いのか、こういう所を病院にかかったら良いのか、という事で、やはり一助になろうかと思います。どうぞこれからも前向きに取り組んでいただいたらなと思います。それでは、再々質問です。先ほど少し出ました。国立がん研究センター、所在は東京でございます。このプロジェクトを活用したらどうかという事で、もう一度ご案内いたします。国立がん研究センターは、2017年7月から「がん情報ギフト」というプロジェクトを立ち上げ冊子を届けています。これは相当詳しくは調べておりませんが、開始して2年が経ちます。これらの情報は信頼性が高く、阿武町民も大いに助かるのではないかなと考えます。既にこの冊子があるのであれば良いのですが、私の情報では、50種類程度の閲覧用冊子があると聞いております。まだ、手続きをしていないのであればお勧めをいたします。詳細は不明ですが、ぜひ確認していただいて行動に結びつけていただいたらなと考えます。いかがですか。お聞きいたします。

○議長 教育長。

○教育長 先ほどの、国立がん研究センターのプロジェクトを活用した事業そのものでございますが、この「がん情報ギフト」でございますが、これは全国の有志の寄付金を元に全国の公立図書館に約3,000館ある中の1/6約500館へ寄贈する事を大きな目標としているようでございます。報道によりますと、1セット3万円相当の寄付が集まる毎に、1セットずつ寄贈していくと

いう事で、今年度7月までには190館へ送付したという事でございます。配布先は、寄付される方が指定できる他、都道府県立図書館に照会して、優先度の高い図書館に送付するという事でした。配布されている物につきましては、がんの冊子閲覧用40種、配布用冊子7種、チラシ1種、冊子用バインダー、それから配架用ラックという事が1セットのようでございます。詳しい内容は、もっと調べる必要がありますが、健康福祉課が配布しております12種類の冊子も、国立がん研究センターの監修でありますので、先ほども申しましたが、健康福祉課とも連携しながら、このようなコーナーにも配置しながら町民の皆さん方にも情報提供したいと思っております。以上でございます。

○議長 これをもって7番、清水教昭君の一般質問を終わります。ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時45分

再 開 10時54分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、5番、小田高正君。ご登壇ください。

○5番 小田高正 お世話になります。小田高正です。私からは大きく1点、まちづくり懇談会の検証と反映プロセスについてお尋ねします。

まちづくり懇談会は、平成30年1月から6月までの期間で行われ、町内13の自治会グループに分けて開催されました。目的は、住民とつくる協働のまちづくりであります。参集者は、各自治会の会長、副会長、事務局長、女性代表等の方々と、執行部におかれましては、町長、副町長、教育長、各課長が各集会所等に出席されました。農村部、漁村部、地域性、集落単位といったグループ仕分けで構成され、これまでの町内3会場で実施された開催方法

とは異なった懇談会となりました。なぜ、花田町長はそうされたのか。実行に移した経緯、その思いとは、自治会の実態を詳しく正確に把握すべく、生の意見を近い距離で、真剣に聞くことだったと思います。自分の両親や子供が真剣に質問や相談をしている。そういう感覚で幹部職員の皆さまも参加されたことと思います。眼をそらさずに、逃げずに真剣に聞く。そして、受け答えを明確にする。参加された住民の皆様はそこを見ていると思います。住民の声にマンネリなどありません。また、専門的に分からないから、聞いている方も非常に多いと思います。そこも大事にしてもらいたいと思います。

さて、住民の皆様から、多くのご意見ご要望が出ております。全会場から出た声を反映し点検するために、ここで述べさせていただくと、道の駅の運営状況、インターネット環境の整備、地域おこし協力隊の動向、町営バスの運用方法、親睦ソフトボール大会のあり方、集落彩生交付金の考え方、川の葦や土砂の流出、草刈の問題、道路標識の設置及び白線表示の明確化、サル、クマ出没等の鳥獣対策、定期的な道路巡回による県道、町道の補修及び草木の環境整備、消火栓、防火槽の増設、耕作放棄地対策及びほ場整備、コミュニティワゴンのアクセス等の活用方法、自治会の存続と再編、空き家、空地等の景観問題、増大する独居老人対策、集落作業や行事の存続問題、海岸漂着ごみ問題、災害時の一時避難場所の設置、防犯対策と街灯の設置、Iターンの人選と人口対策、冬の除雪対策、議会中継、ふるさと納税の工夫、自治会事務の簡素化、福祉タクシー助成制度の工夫、ゴミ袋の料金、農業振興、阿武町総合戦略、降雪による倒れた竹や木の処理、生ごみ乾燥処理機械助成、側溝土砂の流入対策、交通手段の確保、職員の地域意識、自治会制度の在り方、産業振興、企業誘致、就業助成金制度、防災等の屋外拡声器、ヘリポートの整備、職員の町内採用、惣郷川橋梁の景観や観光マナー対策、文化継承問題等、これだけではありませんが、多くの質問や要望が、住民の声として

出されております。参加された各自治会代表の皆さんの声により、本質的な対話が今まで以上にできたのではないのでしょうか。打てば響く地域に寄り添う懇談会。これは、花田町長の本来の目的を行動に表したものと思われます。この懇談会の住民の声は、予測可能と突発的なことが要因で起きている事案であります。つまり、発生防止可能な事案、すぐに対応できる事案、中長期的な事案、国や県レベルへの要請、連携が必要な事案があります。また、人口減少も避けて通れません。人口定住対策の一環としてIターン者もUターン者も、今後の地域活動維持の為に必要なことは言うまでもありません。人口減少がそもそもの要因で、遅効的に自治会を苦しめており、行政の最重要テーマとなっております。阿武町も全国多数ある中山間地域の一つで、地域に入れば、年間に渡り、草刈作業、地域行事等があり、その役割は各自治会の役員さんを中心に責任を持って運営され、自治会が保たれ、その延長で、阿武町という町があります。職員の皆様も地域の一人として、自主性を持ち、自治会行事に参加されていると思います。花田町長は、打てば響くの意味として、しっかり聞く姿勢、できること、できないことへの返答をはっきりして対応するよう職員の皆さんに指導されています。また、できない事案に対しては、こういう理由でできない、という根拠を示して、自治会や住民の皆様に分かりやすくお知らせすること。と述べられています。

そこで、花田町長に質問します。懇談会の概要報告から一年が経過し、13会場で開催され、住民の皆様から頂戴した貴重なご意見、ご要望を、執行部は、どう処理されどのように反映されたのか。検討案件の進捗についても、きちんと該当各自治会へ報告されているのでしょうか。また、全自治会の共通課題は、政策課題でもあり、各課のテーブルの上に課題として乗せ、検討から処理（実行・未実行）に至るまでの経緯、いわゆる政策立案から予算化・戦略的保留・決定の可否、期限の設定までのプロセス等はどうなっている

のでしょうか。議会も見える化を推進しています。各自治会の意見が尊重され、懇談会が執行部の成果となるようこの議会の場で、住民の皆様にも分かりやすくご答弁をお願いします。以上1点目です。

○議長 ただ今の、5番、小田高正君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 小田議員からの質問は、昨年町内の13会場で自治会の役員さんを中心に行ったまちづくり懇談会で、自治会の皆さんから出されたご意見、ご要望を町としてどのように受け止め、どう処理してどのように反映したのか、また、その進捗状況について、当該自治会に報告しているのか、更には、各自治会で共通する課題は、町としても政策課題であり、各担当課の課題として検討の俎上へのせ、処理に至るまでの経緯、政策立案から予算化、決定の可否、期限の設定までのプロセスがどのようなになっているのかというふうな内容のお尋ねであったと理解いたしました。

まちづくり懇談会で各自治会から出てきた多くの質問や要望について、ここで紹介されたところではありますが、ここで一つひとつの対応状況についてはお答えする時間ありませんが、私は平成29年5月に町長に就任して以来、「チェンジ・チャレンジ、打てば響く町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」これを政治信条として、「女性の社会進出と働く女性の子育て支援の充実」、更に「未来を担う子どもとその保護者の負担の軽減」、「高齢者の健康な暮らしの支援と生活しやすい環境づくり」、また「若者が定住しやすい環境づくり」、更に「内発的産業と企業誘致による雇用の創出」、「災害に強い環境整備」、「単独町政の維持と地域特性を生かしたまちづくり」を公約に掲げ、町政の運営にあたっているところでもあります。これについては、職員在職中から温めてきた想いや、選挙の期間中に有権者の皆様方から伺った課題等について公約としてまとめ、町長就任直後に、例えば高校生の医療費完全無料化や

福賀地区や宇田郷地区の高校生の通学費の無料化、そして下宿代の補助、草刈り等の労力軽減対策としての町道の路肩や法面をコンクリート張りにする路肩整備工事等を実施したところでありまして、現在も実施しておるところであります。一方で、従来型のまちづくり懇談会につきましては、町内3ヶ所カ所地区のセンターを会場に、町からその年度の主要事業の予算説明、そして会場に参加された皆さんとの意見交換、要望等を伺う形で行って参りましたが、回を重ねるにつれて発言される方が固定をされて、建設的なご意見、或いは意見交換がしにくいといった意見も出てきたところでありまして、どのような形で行うのが良いか、課長会議の方で検討してくれということで検討させたわけであります。そうした中で、去年は阿武町協働のまちづくり条例にも定める、社会の役割分担であるところの、自助、共助、公助のうち、共助を担う地域住民組織である自治会内の課題について、自治会の役員の方々と行政が膝詰めで話し合い、課題を共有するのが良いのではないかとということで、町内3地区を地形的なつながりや、性格の似かよったグループ分けによりまして、奈古地区で5つの自治会グループ、福賀地区で4つ、宇田郷地区は4つと、合わせて13の自治会グループに分けまして、まずは各自治会内で事前に課題を協議して整理していただいた上で、5ヶ月間に渡って実施し、町内13ヶ所で行ったところであります。参加者は自治会側が自治会の役員さん、町側が私を含め町の3役、そして各課長、局長、支所長で、各会場とも集会所等をお借りして20人規模で開催したところでありますが、全体で214人の住民の方にご参加をいただき、延べ339項目に亘る質疑、ご提言等をいただいたところであります。

先ほど小田議員から項目の紹介がありましたけども、参考までに、多かった物から若干述べさせていただきますと、道路に関するものが47件、自治会に関するものが24件、消防・防災関係が17件、地域交通に関するものが15件、

有害鳥獣に関するものが9件、人口定住対策等に関するものが8件、道の駅に関するものが7件、ごみの処理収集に関するものが7件、農業振興に関するものが6件、漁業振興に関するものが5件、まあこれが多いものであります。懇談会では、いわゆる膝詰めで、事前質問方式でありましたので、基本的に質問に対する最初の答弁は関係課長にさせて、質疑応答の中で自治会から出てくる生の意見を課長も肌で身近に感じたと思いますし、対話形式の距離の近さからも私も含めてお互いに正に胸襟を開いた話ができ、そして部署を横断してお話を聞くことができ、また、時には私も熱く語ったりもし、それぞれの会場で大変充実した話し合いができたというふうに思っております。また、まちづくり懇談会の他にも、みどり保育園の保護者、そして阿武町農村青年協議会の皆さんとのカジュアルトーク、そして山口県漁協奈古支店や宇田郷支店の運営委員さんとの意見交換会等も行いましたが、住民の皆さんの個々の意見はもちろん大切ですが、やはり団体としてまとまった生の声を聞くというのは大変有意義なものがありまして、これについてはやはり施策に生かして行かなければならないと強く感じたわけであります。なお、自治会との意見交換の概要につきましては、翌月の広報あぶに特集として質疑の内容を掲載をすると共に、懇談会で出てきた意見は全て議事録として冊子にまとめ、自治会長、そして私を含め町の3役、各課長、局長、支所長、そして議員の皆様方にもお配りをして共有したところでありますし、継続的な課題につきましては引き継いでいくということも大切であります。

小田議員のご指摘のとおり、出てきた意見にはクレーム的なものからご意見やご要望、建設的な提言まで多岐に渡るわけですが、それらを重要度を縦軸、緊急度を横軸という2つの評価軸のマトリクスで、意見等を分類してみますと、一番多いのは、どこどこの何々をどうしてほしいと言うまあこういった事案であります。当然ながら重要かつ緊急な事案は、例えば道路の補

修や住民の安全や防災に関わること等、これは事故等にもつながるわけでもありますし、怠ることで次に重大な事態を招きかねませんので、則対応、則実行、これを原則として対応して参りました。次に、政策立案から予算化、決定の可否、期限の設定までのプロセスについてであります。要望事項について必要なものについては、まずは課内で検討させ、補正予算に計上する等してスピード感をもって対応すると共に、できない場合は担当課から理由を付して丁寧に説明するように指示をしております。時間がかかる案件等につきましても途中の経過についても説明する、これも同様であります。しかしながら、緊急とまでは言えないが時間をかけて処理する重要な事案が出て参ります。これは実は町の将来に対して投資的な意味合いを持って参りますが、住民の皆さんからの意見は、私が感じたものをトップダウンで指示する場合もあれば、担当課が課長を通じてボトムアップで積み上げてくる場合、また議員の皆さんから直接いただく場合もありますが、例えば人口定住や地域交通、産業振興等の重要項目や各課を横断する事項、自治会等長期的な事項については、随時関係課長、必要によっては副町長をまとめ役として課長会議を開催し、関係部署が協議した上で対策等を練り上げて来るように指示をいたしているところであります。他市町の事例研究、独創性、費用対効果等を勘案し、当初予算や補正予算で施策展開を図ると共に、新たな切り口で総合計画や総合戦略に織り込むこととしております。

現在、次期総合計画である「第7次阿武町総合計画」と「第2次阿武町版総合戦略」の策定に着手し、一般社団法人S T A G Eの支援を受けながら、若手職員を中心に各課横断のタスクフォースとして準備作業を進めておりますが、「持続可能性」、そして「循環型社会」この二つをキーワードとして、未来につながる施策展開について、9月の下旬から副町長をトップに課長職で組織する「阿武町住みよいふるさとづくり計画委員会」を開催し、団体長

や民間の皆さんから組織する「阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会」での検討を踏まえて、12月議会での議員の皆様へ素案をお示しし、3月の議会でご議決をいただく運びで進めておるところであります。実施する年限につきましては、財政事情を見ながら実施計画の中で策定して参ります。また、国や県レベルでの要請、連携が必要な事項につきましては、大臣要望、知事要望、過疎対策の要望等、いずれも住民生活や住民目線の切なる願いを積み上げたものとして提出をしていただいているところでありまして、山陰道整備の問題やエイジス・アショアの問題等、地元首長として陳情や要望の際には住民の皆様の声を踏まえて訴えかけているところでありまして、繰り返すにはなりますが、私の政治信条は「打てば響く、町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」であります。幅広く、そしてより深く住民の皆様方の意見を伺うと共に、それには誠実に、そしてタイムリーに対応していかなければならないといつも思っているところあります。私は、町のトップリーダーとして町を強力に引っ張って参りますが、それにはやはり職員全員の意識や行動力を高めて行く必要があります。人口3300人弱の小さな阿武町であります、職員一同が住民感覚を持ち、住民に寄り添うことで小さな町の強みを生かした、「選ばれるまち」、そして「豊かで住みよい文化のまち」の創出に向けて一層のまちづくりを推進して参りたいと思っておりますので、今後とも議員各員のご理解ご協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 5番

○5番 小田高正 ご答弁ありがとうございました。評価額のマトリクス、まず志については、即対応、即実行、できることからはすぐ取り組んで行くということで、もちろんマトリクスですから、先ほど言われましたように、

緊急度と重要度、その辺をクロスセルしながら各課に落とされて、各課の課題処理をされていると思います。住民の皆様も、中身が知れて行動プロセスが分かって良かったのではないかなというふうに思っております。再質問ですけれども、今回は、住民の皆様から出た質問をどのように組織的に処理され対応されたのか、つまり、問題解決に向けてのプロセスをお聞きいたしました。住民の皆様から見れば、場当たりの考えでご発言されている方は1人もいらっしゃらないのではないかと、また、日常的に例えばコタツの上で、飯台(テーブル)の上ですね、家族で話されて、役場はあの辺ちよつとどねーかならんのやろうとか、その辺のできること、できないことへの明確化、それも懇談会の一つの狙いと私は思います。つまり、日頃感じておられる問題点を述べ合いながらやっていくのも懇談会、というふうにも言えるのではないかなと思います。先ほど町長言われましたけれども、行政サイドは各種のフレームワークを用い、各地域、自治会ごとに発生している地域課題の問題点を、経験値と知識に基づいて担当課及び時には組織横断的なスキルにて重要な問題点のポイントを押さえ処理されていることと思います。問題解決に向けてのプロセス、まあ医療現場で言えば病気を治していく対処方法にも似ていると思いますが、いずれにしても納得できる論理的な説明が求められると思います。本質的な問題を処理する時、いくつか方法論があると思いますが、手順として大きく3つ分けると、一つ目、問題の特定と発見、二つ目、原因の特定、三つ目に解決策の立案が挙げられると思います。じゃあそれは何かというと、問題の特定とは、住民の皆様が解決したい真の問題は何か、胸の中にずっと眠っている悩みは何か、問題は何かを、行政側がしっかり把握し明確化することです。それから、問題の発見、これは、その中から生まれてくる重要なポイントの絞り込み、これも大切になるのではないかなと思います。そして、原因の特定、これはどこが問題で特定後の原因を

分析しているのか、例えば法律、条例が阻害要因なのか、又は地籍等固定資産、色々ありますけども所有権等が色々あって外部要因によるものなのか、又ははたまた知識不足、説明不足、連絡不足、指導不足等内部要因によるものなのか、そう言ったものが挙げられると思います。そして、最後に解決策の立案ですが、行政側が最終的に結論を出すということになるのですが、その前に、住民と共に作る協働のまちづくりになるためには、年齢階層別、地域別、はたまた地元別、移住者向け、そして最後に自助、共助、公助の区分等を整理し、複数の打開策案を明確にして、自治会の代表者や住民の皆様に分かりやすく提示し、選択いただくことも有効な手段だと思います。自治会の方が選択肢を持って選んでいただく、そうすることによって自治会にも責任が出るし、ベストではないにしろベターなところもあるかもしれません。そこで、再質問するのですが、問題は、住民対応能力についてです。まちづくり懇談会の概要の報告は、全職員共通の課題として目が行き届いているのか、新人職員、それから臨時の職員の方にも、全員が共通の目的で、例えば速応的に、今までは、ちょっと課が違いますからねとか言う職員が多々いらっしゃいました。これは、そういうところは他の住民の方も言われていらっしゃいました。例えば、この懇談会の問題点を全員が認識しておれば、課が違いますからちょっと担当課へという言葉は絶対に出てきません。これが当事者意識です。この教育をされていらっしゃるのかが1点です。もし、できていたなかったら、どのように今から取り組まれるのかが2点、そして、将来色々なこういったことが、近い将来中堅職員、若い職員がこの場に出てくるような担当の課長にもなられるし、当事者意識を持った責任ある課長補佐にもなられると、答弁をする課長補佐にもなられるということで、自分事のようにこの今回のまちづくり懇談会が出てきたワードに対して、きちっとちょっと自分で考えてやってみいというふうに各課長が取り組ませられたのか、

これは町長でも副町長でも構いません、スキームを組まれてどこまでが自分事のように取り組まされたのか、こういったことをご答弁いただきたいんですけど、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 町長。

○町長 今住民懇談会を通じて、色々な方々と膝を突き合わせながら話しながら300項目を越える多くの項目が出てきたわけでありまして、これにつきましては、まず、やり方として良かったなと思うのがですね、事前に住民の中で集落なら集落、自治会の中で課題をまず見つけ出して、それを持ってきてくださいという形をとりました。そうするとそこで何が起こるかといいますと、自治会本来の姿は、ただ、昔の駐在員制度の延長線上で、役場からある事をそのまま伝えていったりするふうな事じゃ無しに、それぞれの自治会として協議した中で問題を挙げてくる、あの場に持ってくるという、そうしてくださいよという事で通知を出したわけでありまして、そうすると、そういった行為が行われた。ただし、聞いてみますと全ての自治会で行われたかといいますとそうでもないような所もあるわけでありまして、実際にまじめに自治会の中で意見をまとめられて持ってこられた所もたくさんありました。私は、やはりなかなかそう自治会の中で集落の問題を皆でですね、話し合う機会というのはなかなかありそうでない、ただ、その場で、初寄合で集まってですね、連絡事項をやって、それで一杯飲んで帰るみたいなそんな事が今まで多かったんじゃないかなと、それぞれの問題点を自治会の中で色々協議して、これはじゃあ町へ要望しようじゃないかという事をですね、まとめたという事はなかなか少なかったんじゃないかなというふうに実感として思っていたわけでありまして、そういった事が全てではありませんでしたけども、あの場面では一部の方ではあるかもしれませんができた、これは大きな自治会制度としての進歩であったというふうに私は思っております。そうした中

で、色々な事が出て参りました。それぞれにその場で問題点が特定され、或いは解決策が見いだされるものもありますし、持ち帰って検討したものもあります。で、大事な事は、まずは課長がその場でその事に対して答弁を、答弁というんですかね、色々な事を皆さん方に対して返事をする。そうした中で課長の能力というものが問われてくる場面もありますし、また何が出てくるかわからない、という事はやっぱり日頃から色々な事に対して目配り、気配りをして、自分の事として物事を考えなきゃならない。そして、そこにその場で即対応の答弁能力も必要となってくるというふうな事でありますから、この事は大変大きな勉強になった、通告を受けてですね、それから考えて調べて、まあ回答するというふうなこういう一般質問のようなものとは違って、その場その場の即興のですね、やりとりでありますから、ここにはやはり日頃の思いであるとか、日頃どこまで目配り、気配りをしておるのか、知識量、これは自分の仕事、部下の仕事の把握量、そして補助金、どういう補助金がある、世の中の流れをどうやって見ておるか、そういう力量まで試された時であったというふうに思っております、そういう意味では大きな勉強になったというふうに思いますし、まあ小田議員の言われるのは、そういった事をもっと若い人たちに若い職員にも広めてください、まあそういう意味だと理解をいたしました。私は、常々言っておりますが、いつも石の話をするわけですが。道路にですね、運転しよったら、役場職員としての心得の話ですけど、まあ職員じゃなくても同じかもしれませんが、車を運転しておるとですね、自分の前に石ころが落ちておるという事を想定した時に、私はいつもこれを言ってるんですけど、例として職員に、石ころが落ちとったらどうするかと、普通はまあ、一番悪いのは避けて行くと、それはまさか役場の職員はそれはないでしょうと、道路の中ですよ、石ころが落ちで避けて行く、これはないでしょう。で、もう一つ次の段階にいくと、止まって石を除けて、ま

あこれ、で私はそれじゃあダメ、と言っておるんです。石がそこにあるという事は、二個目の石が落ちとるかもしれん、ここを越えて向こうの谷に落ちたかもしれん、今このぐらいの石だけど、次にこれぐらいの石かもしれん、そこを想定して、まず除けるのは当然の事、除けて、そしてここにこういう石が落ちとったというのを、担当課に行って、いついつこういう所でこんなモノが落ちとったよ、というふうな話をしたら、担当課はそれを石1個ならええわ、じゃ無しに、石が1個落ちとったという事は、次にどんなモノが落ちてくるやらわからん、ここに止まったのが1個であって、道路を越えて谷の方まで行ったかもしれん、そこまで想定してそこへ現場へ行って、周囲を見渡して、ああたしかにこの崖は緩いぞと、風が吹いたら上の木が揺れて石でも落とすかもしれんな、そこまで発想をする、それが役場職員の仕事だよという事を、私はいつも言ってるんです。この事を。石をいつも例に出して。そういう事をですね、今からずっと若い職員にも伝搬しながらやっていく、それが本当に町で住んで自分が通勤する、或いは仕事の現場に行く、その時にいつも周囲を見渡して、気にとめて、何かあった時にこれは自分のためにどうなんだろうか、いつも疑問を持つ、問題意識を持つ、そういう事をやっていく事が大事であるなというふうに思っておりまして、答えにもなりません、同様な事をやはり常々若い職員も勉強していただきたいなというふうに思っているところであります。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、5番

○5番 小田高正 ありがとうございます。えー盆踊りとかですね、親睦ソフトボール大会、それから色々今度くる町民運動会もそうかもしれせん。お祭りや中山間直接支払制度、それとか農地水環境、クリーンアップ作戦、

その他各自治会ごとに定期的な出作業や集会があります。そのほとんどが土日行事、土日仕事です。職員の皆様もお休みです。民間の会社員の方もお休みです。お仕事だけは。しかし、そういう自治会行事に民間の方も自治会の役員で入られている以上、又はそこに組織の中の一員である以上はほとんどが日曜日に出られていると思います。ここにいらっしゃる参与の職員の方、それから議員の皆さんも日曜に常に出られていると思います。同じ人間です。議会参与の職員の皆様は、若い時から中山間地域に住む住民の実態を正確に知るために、今までここに参加して来られました。だから我々が質問しても、答弁ができるところが多々あると思います。日頃を知っていらっしゃるからです。私は、今町長が言われたようにそれが役場の職員と思います。誰とは言いません。人間的な否定もしませんし差別もしません。しかし、今までやってこられたから全てがわかるんじゃないですかね。副町長、私も課長の皆さんも、一人ひとり聞きたいくらいです。やってこられたから答弁ができるし、見ていたところもあるから答弁ができる。決してきれいな所ばかり、イベントだけに出られているわけじゃなかったと思います。それが私は確信だろうと思います。そういう役場の職員が、どんどんどんどん本質的な話を真剣に捉え答え、そういった職員が今後もどんどんどんどん見ていきたいなというふうに思います。人口構造的に見て、5年後には、阿武町の労働力がかなり激減します。今まで最低限誰かがやるという理由だてが各自治会にもあったと思います、いわゆる共助ですよ。しかし、この共助が停滞した時、又は協力心が無くなった時、何が起こるかという自助に戻るという事を、我々も、それから執行部の皆さんも職員も、それから住民の皆様も認識しなくちゃいけないと思います。とにかく、ありゃあ役場の仕事、ありゃあ集落の仕事、となっています。はっきり言って。この順番が基本の基に戻ると、本来は自分ちがやるお仕事、という事を再度認識するような住民教育をきつ

ちり行政側もしていただいたら、その勘違いとかがだんだん無くなってくるんじゃないかなと、私はそう思います。私の評価が、この議会でテレビで見られてどう思われようが関係ありません。基本の基を私は今伝えています。まあそういったように、たしかに個々にある財産権とか、色々な問題もあります。土地、建物、それから水田、それから境界線、色々な問題がありますけども、なんやかんや言いながら肝やきと思われる面倒見の良い近所や回りの方が草を刈っていらっしゃる。こういう認識を一人ひとりがすれば、町の中も自治会の中も、なんと申しますかね、仲良くなったり会話が増えたりするんじゃないかなと。これを嫌われても若い人に次世代の方に言うべきと思うんです。勇気を持って。一緒にやろうやとかですね、そういったもの言うべきと思うんです。本当に若い方が自治会にいないというのは残念なんですけども、やっぱり本気の、やっぱりちっちゃな町ですからうそを言ったってすぐ分かる町ですから、本当に中山間地域、まあ藤山浩さんは、とにかく人口でかっっておられますけども、今度は中身をかってもらえるようなまちづくりが真剣に求められると思います。町長、最後に再々質問でお答えを求めたいんですけども、熱く語ってもらってもよろしいですけども、阿武町の地域人とは何か、それから、地域力とは何か、これはですね、今若い方が若い職員の方が阿武町総合計画第7次、今から作られますよね。で、きれいしやで終わる事無く、そういった文化継承にしても各行事にしても、つながるような総合計画を確立しないと絵に描いた餅になります。外部の方が色々こ入れもされるかもしれませんが、そういった根元、阿武町の底辺が持続しない限りは、上っ面だけ代えても意味がないんで、そういった阿武町の地域力、総合力を汲みした思いであるとか計画が今から策定されるかもしれませんが、町長が今から第7次総合計画を樹立する上で、このまちづくり懇談会から見えてきたヒントであるとか答えであるとかあれば、ここで述べて

いただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長 町長。

○町長 今計画等も立てておりますし、まあ今の、昨年行ったまちづくり懇談会の中で見えてきたまあ地域力と言うんでしょうかね、そういったものについては、私は阿武町よく言葉として「民度」民の度数ですね、民度、住民の意識レベルの高さの事をいう「民度」という言葉がありますけども、私は、阿武町の町民の方は、本当に民度が高いと思っています。その大きな根拠の一つに、昔から税金の滞納率が、滞納率、逆を返せば収納率ですけど、収納率が大変良い、県下でいつもトップ集団にいましたし、少し前はもう完全にトップをずっと何十年も走ってきたというふうに思っておりますし、今もまあ相当レベルが良いというふうに思っています。やはり、公共の事は公共のモノについて果たすべき、自分が果たすべき責務は果たす、そういう意識があるからこそ、そういった滞納も少なく納税率も良いという事があったし、この事は色々な事に共通しておるというふうに思います。本当に色々な事が提案されてきた時に、協力しますよという体制は、大変、よそと比較という事じゃないんですけども、私は本当に素晴らしいものが、これは阿武町の正に良さ、町民の民度の高さだというふうに、今までもずっと思ってきましたし、今もその事を確信しておりますし、この前から出てきた330項目でしたか、あの色々な質疑もありますし、提言等もありますけども、そういったものを全体見渡してみると、やはりレベルの高い民度の高い方々が多いなというふうな事を感じておるところであります。そうした中で、まあ自分に、今から計画等を立てて参りますけども、とりあえず支援等については、外部のそういった専門家の業者にも協力をお願いしておる中でありますが、やはり実際にそれを立案し、採択していくのは我々、ここに住む職員であり、住民で

あると思っておりますから。それはしっかりと自分たちの考え方をその中に盛り込んでいかなきゃならないというふうに思っております。若い人たちもその中に今チームを組んで一生懸命頑張っておりますし、いわゆるその中には、いわゆる元からの根っからの阿武町出身者ではない職員も今この阿武町職員の中には相当数いるわけでありますが、しかしながら、考えてみますと、彼らとて、例えば結婚してそこに子どもができ、そういう暮らしをしていますと、じゃあその子どもたちはどこの子かとなると、その子たちは阿武町がふるさとの子なんです。そこをなんとなくですね、なかなかここに生まれ育ってないとなかなか地元の事全てが分かり難いよねという、そりゃ事実としてあると思います。しかしながら、彼らも一生懸命ここに馴染んでいこうとしている、そして、増してさっきから言いますように、彼らの子どもたちは阿武町の出身の子どもです。そういう視点を持ってやっぱりいかなきゃいけないし、一緒になってやっていかなきゃいけない。私、ちょっと蛇足になりますが、今月号の広報に「郷に入れば郷に従え」の下に？(クエスチョンマーク)を付けていますが、今原稿を出していますけど、我々はやはりですね、色々な方を受け入れてこの町が活性していくためには、全て「郷に入れば郷に従え」とそういう事ではがんじがらめにする、ここにあるルールは全て守れ、じゃ無しに、これはあくまでも郷に入れば郷に従えというのは、入る方の心得の話なんです。なるべく地域、他の自分の知らない所へ行けば、その地域の風習に自分ができ得る限り大切に、努力をしていきなさいよという入る方の心得を言っておる。受ける方が、お前来たからうちのもん全部従わんといけんぞ、とそういう問題じゃない、そういう問題でありますと、この前デービッドアドキンソンという方の「新観光立国論」という本なんですけど、そこに何が書いてあるかという、今のような考え方、そして、郷に入れば郷に従えっていうのであれば、これはIターンに通じるんですけど、郷

に入れば郷に従えというふうな強制するような町であれば、私たちは郷に行きません。その郷には入りません。という事になるんです。ですから、我々ももっと広いこう受け入れキャパを広くして心も広くして、色々な方来てください、郷に入れば郷に従えで、こちらから押しつけて色々なものを強制するんじゃないかと、あなたたちも考えがあるんでしょと、私たちも考えがある。できる範囲で協力してくださいよと、そういうまちづくりをしていかないと誰も来なくなります。そこを我々はしっかり認識していかなきゃならないし、増して職員の採用についてもですね、同じ事が言えるというふうには私は思っております。まあ答えにもなりませんけども、私が日頃から思っている事を述べさせていただきました。以上です。

○議長 これをもって5番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長 次に、1番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○1番、中野祥太郎 中野祥太郎でございます。いつもお世話になっておりますが、ここで一般質問を2つの項目に分けて質問させていただきますのでよろしくをお願いします。

まず、最初に定住対策に係わる宅地、住宅整備についてでございます。

阿武町の平成29年度一般会計の分析をしてみますと、歳入は3,143百万円で複式簿記会計の見地からして単年度歳入としてふさわしくないと思われる繰入金、繰越金を除いた町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入の自主財源は445百万円で、歳入額の14.2%に留まっております。町税だけを見ますと299百万円の9.5%となっています。一方、国・県からの交付税、町債などの依存財源は2,266百万円で、歳入額の72.1%におよび、その中の地方交付税は1,684百万円で歳入全体の53.6%を占めています。このような歳入の構造は阿武町だけではなく、どの過疎の市町村でも概ね同様な状況と思われます。依存度の高い地方交付税の交付根拠は、全てではござい

せんが国政調査の人口を元にして算出されており、日本の人口が減少する中、市町村間で人口の奪い合いが増長している一因でもあります。これから阿武町では早くから定住対策に取り組んでいるところですが、更に人口が減少し続けると、町内のインフラ整備や行政サービス、或いは扶養費等が低下し、単独行政が維持できなくなる可能性も生じてきます。今以上に人口の流出の抑制とU I ターンの定住促進のため、若者の雇用対策と子育て支援、住宅問題など、若者の生活環境を整備し「阿武町を次世代につなぐ」ことが重要と考えています。そこで、今日は若者の住宅問題として、これからの分譲宅地整備についての質問をいたします。

1. 過去分譲宅地による定住対策の成果について。

柳橋分譲住宅の販売状況、及び柳橋分譲住宅を含めた過去の分譲住宅の販売件数を購入者の町内、町外別の実績。またその分譲宅地での居住状況の成果について教えていただきたい。

2. 今後の整備計画は。

上記1の成果を踏まえて、柳橋分譲住宅後の整備計画はどのようになっているかについて。

3. 宇田郷地区、福賀地区の対策として。

町営住宅整備、分譲宅地整備等取り組み地区は主に奈古地区に偏っていますが、宇田郷地区、福賀地区の定住の住宅対策も重要であります。両地区は、奈古地区からするとハード面で生活環境に不利であることから、定住メリットを大きくするため無償住宅の取り組みを行っては如何でありましょうか。両地区は、地価が安価であることから、世帯主の年齢、子供のいる世帯等の条件付きで、最初町営賃貸住宅で阿武町に住んでいただき、その賃借期間が一定期間(20年～25年間)を満了した世帯には、貸地、貸家は無償で譲渡する方法を取り組んではいかがでしょうか。U I ターン者は住宅ローンを借りる

条件として、勤労(自営)年数、年間所得等に不利な面があります。それを阿武町が一時住宅ローンを肩代わりするようなシステムになれば、U I ターン者にとって一生この地で生活をする大きな糧になると思います。また、次の代につながる可能性も生まれてきます。町においても、仮に町営住宅を25年間所有すれば建物の残存評価は下がり、補修工事代金や撤去費用も発生し、この取り組みによる実質の損失は土地代金のみに近くなると思われます。従って地価が低い両地区では、町のリスクも軽減され取り組みやすいものと思われます。また、この事例は全国で多く取り組まれております。以上について、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の、1番、中野祥太郎君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 中野議員からのご質問は、これまでの分譲宅地整備による定住対策の成果と今後の整備計画、それから福賀地区や宇田郷地区への分譲型の定住促進住宅整備のご提案。そしてU I ターン者に対する新たな住宅ローンシステムについてのお尋ねでございました。

まず、分譲宅地整備による定住対策の成果でありますけども、平成15年度に美咲第1分譲宅地を25区画、そして、翌平成22年度に美咲第2分譲宅地を8区画、平成23年度には同美咲第3分譲宅地として5区画、それから平成24年度に野柳分譲宅地を3区画、平成26年度に美咲第4分譲宅地を9区画、合わせて50区画、それから平成30年度には柳橋分譲宅地の第1期工事としてご承知のように24区画を整備し、更に今年度は第2期分として5区画の整備を行うこととしておりますけども、これが今年度整備分を含めますと、これまでの合計で全体で79区画を整備してきたところであります。販売状況につきましては、坪3万円を基本とする美咲分譲宅地の47区画と野柳分譲宅地の3区画についてはおかげをもちまして完売をしております。平成27年度に創設し

た住宅取得補助金の成果もありまして47軒の家が建ち、現在47世帯134の方が居住しておられます。そして、新しく整備した柳橋分譲宅地につきましては、保育園や学校にも近い文教エリアと言うこともあり人気がありまして、第1期分の24区画売りだしてありますが、昨年10月から売りだしてありますが、このうち16区画が既に売却済みでありまして、価格につきましては線路側が騒音等の事も考慮し坪31,000円、それ以外は坪33,000円ですが、現在9軒が既に入居済みでありまして、販売ベースで申しますと今後の入居者も含めて16軒、16世帯58の方が入居される予定であります。分譲宅地の定住対策の成果ということではありますが、まずは新築の住宅が63軒建ったという経済効果、そして人的効果として63世帯192の方が居住され、このうち町外からが29世帯72人、また、中学生以下の子育て世帯が26世帯、子どもの数が51人です。地方交付税の交付基準となる基準財政需要額を1人当たり40万円と仮定すると転入者の数が72人です。効果数は年額で2,880万円という事になります。この他、地域内での消費の拡大や地域の担い手という事で、阿武町の活力増進に大きく寄与していると思っておるところです。そして、これを踏まえた今後の造成計画でありますけれども、柳橋分譲宅地が1期分として残り8区画がまだ売れておりませんが、あと残り2期分今年度でありますけれどもこれが5区画程を予定しております。この他美咲第4分譲宅地で1区画の買戻しがあります。そして集会所用地として別に確保していた50坪余りの土地であります。この用地につきましても集会所の必要がないという事が出て参りましたので、合わせて合計15区画の受け皿があるところあります。阿武町は生活が便利な住環境の良さもあって分譲宅地の売れ行きは好調というふうに思っておりますが、町外からのUIターンを誘発し、新たな町民を生み出すという効果もありますので、需要を見極めながらこれからも推進して参りたいと思っております。

次に、現在の町営住宅の状況を申しますと、町営住宅は、67棟149戸がありますけども、地区別の内訳で申しますと、奈古地区に47棟125戸、福賀地区に12棟15戸、宇田郷地区が8棟9戸で、今年度は新たに尾無に一般住宅2棟2戸を建設する予定にしております。住宅の性質別では、所得によって家賃が決まる公営住宅が27棟82戸、それから中堅所得者向け、いわゆる特定公共賃貸住宅、これが15棟30戸、家賃が定額であります一般住宅、これが9棟21戸、それから教員住宅からの転用が16棟16戸あるわけであります。

さて、中野議員ご質問の町営住宅及び分譲宅地の整備は人口中心地の奈古地区に偏っており、奈古地区から見るとハード面で生活環境に条件不利である福賀地区、宇田郷地区における移住や定住のメリットを大きくするためには、譲渡型の定住促進住宅を整備してはとのご提言であります。調べて見ますと、定住対策として一定の要件のもとに土地と建物を一定期間住んで家賃を払った場合に、建物評価額で払い下げるというふうなもの、又20年から30年経過した後は無償で譲渡するといったような取り組みもしている過疎自治体はいくつかございます。県内では上関町が取組んでおり、一般的な事例では町が住宅を建てて、対象は40代までのUターン者や中学校までの子育て世帯、新婚世帯等で、自治会加入等も要件もあるようであります。この他、萩市須佐地域や田万川地域の東部地域定住促進住宅のように子どもの数等で家賃を値引くような事例もあります。阿武町の町営住宅の建築費は1棟1戸の尾無住宅を例にとってみますと、3LDK88㎡であります。これで1棟が約2,500万円掛かります。この規模の町営住宅を20年以上住んで無償譲渡するとなれば、仮に家賃50,000円で20年住めば1,200万円、30年住めば1,800万円となり、何れも建築費の回収は見込めないわけであります。しかし、UIターン者が増えることでの交付税効果の期待はできるものと思っておりますので、先進地への聞き取り等を行って、若い世代へのインセンティブとして町営住宅のあり方などの効果を

聞きながら検討をしてみたいというふうに考えております。

なお、現在の阿武町の住宅の状況を申し上げますと、公営住宅も奈古の利用はピークを過ぎ、奈古地区で14戸、福賀地区で2戸の空きが生じる中、この内、水ヶ迫住宅の老朽化した2棟8戸については今後既に取り壊しも検討したいというふうに考えておりますが、8戸につきましては入居していない14戸に含んでおるというわけでありまして、それを除けば奈古地区で6戸が入っていないという事になります。一方で、尾無住宅のように宇田郷地区であってもニーズのある所には今後とも整備をして参りますし、町としてはIターン者からの人気の高い空き家の利用を促進しているところでありまして、町内の公営住宅の利用者も子どもさんの成長などに伴って手狭となり、分譲宅地等へ住宅を新築される方もあれば、町内の空き家にリフォームをして転居される方も増えてきており、現在登録中の空き家は奈古地区に12軒、福賀地区に11軒、宇田郷地区に7軒の30軒がありますけれども、集落の活性化や社会問題化しております特定空き家、いわゆる廃屋の未然防止の観点からも積極的に推進することとしております。また、宇田郷地区や福賀地区については単に住むだけの住宅ではなく、漁業や農業の就業者も必要であり、納屋や倉庫のついた住宅が必要ということもありますのでニーズを測りながら対応して行きたいと思っております。

次に、UIターン者は住宅ローンを借りる際に勤務年数や年間所得等借入審査の際に不利な面があるので、町の方で一時的に住宅ローンを肩代わりできないかとお尋ねでありますけれども、住宅ローンは多額の債務となり、返済が長期に渡ることから貸し手、借り手双方に大きなリスクが生じます。特にIターン者には、仕事の継続性や地域と馴染めるか等の永住のリスクもあります。最近では保証人のなり手がいないために、金融機関が住宅ローンの貸し出しの際に住宅ローンの補償を行っているようであります。保証料は仮に3千万円のローン

で、35年返済の場合一括で60万円程度、金利に上乗せして返済の場合は0.2%程度でありまして、35年では110万円ぐらいになるようであります。阿武町ではIターン者、中学生以下の子育て世帯、結婚して5年以内の新婚世帯を対象として、新築の場合最大で150万円、中古住宅取得の場合で30万円の住宅取得補助金の制度を設けております。また、先ほど申し上げましたように、新築は新築の良さがありますが、Iターン者の方等は中古住宅への空き家リフォームやリノベーションを施して住まれる方、店舗等で利用される方も多いところでありまして、ライフスタイルも含めて住宅ローンについてはまずは自助で解決をお願いしたいというふうに思っておるところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 1番。

○1番、中野祥太郎 答弁ありがとうございました。まず、私の書き方、質問の書き方が悪くて、訂正と申しますか、申し訳ございません。先ほど出ました住宅ローンの肩代わりというのは、無償譲渡の事について住宅ローン並になるよという気持ちで書いたもので、住宅ローンを肩がってくださいという意味ではなかったもので、ちょっとここで訂正させていただきます。申し訳ございません。という事で、今答弁の中に、人口増加、或いは地方交付税への嵩上げという事がかなり成果としてはあるというふうに認識という事でよろしいかと思いましたが、そういう事でこれまで79区画ですか、やって来られて成果があったという認識の中で、今この柳橋を見ても、当初土地から買って3、4年経ってきたものと思います。すぐ造成に掛かるには地盤沈下するために、時間が必要だと思います。今残りの在庫と言いますか区画があと15区画という事であったと思います。という事であれば、そろそろですね、好評であれば次を何処にするとか、造成(要するに埋め立て)をするとかいう期間も必要であろうかというふうに思い

ます。というところで、今後具体的に答弁の中では出なかったんですが、具体的にじゃなくても、どの辺りとか、もし今状況の中で答弁ができればその辺の計画があればお願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 今後、売れ行きにつきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、私としては、結構売れたのかなというふうに思っております、まあもちろん残っておるものもありますし、この度5区画つくるわけでありまして、まだまだ余談を許すわけではないわけでありまして、ああいったものにつきましては、過去の事例等を見ますと、やはりある程度家が建つとタタタタとこう建っていくというのが今までの事例でありますから、ああいう川はあり公園はあり、で、きれいに区画された宅地でありますし、そういった所については、そういった所を好んで住まわれるようなそういった事が好まれる方も結構いらっしゃいますので、それなりに売れていくんじゃないかと思えます。そうした中で、今後の展開という事ではありますが、私は今一番大事な所は福賀、宇田これをどうするか、という事でありまして、実は、先般も福賀の若い人と話す機会がありまして、話を聞いてくれという事でありまして、それではという事でお話を聞いたわけでありまして、先々週やったかな、聞いたわけでありまして、やはり、色々な例えば農業の後継者等を連れてくる時に、必ずしも住宅の納屋がついた、これが一番理想なんだろうけど、なかなか優良な物件というのがないというのが大きな問題でありますし、今から例えば1/4ワークスあたりを展開していく時に、なかなかそれなりのものでないと展開しにくい状況があります。古い古民家で、例えばそこに来られた女性の方がですね、1人、2人で共同生活をするとなると、まずはセキュリティの問題、独身女性がですね、1回まあ要するに戸締まりの良くないような犯罪が起こる可能性があるような、都会でありますと

高い3階とか2階とかありますから良いですけど、なかなか田舎はだいたい平屋が多いもんですから、そういった所に、来たくても怖くて来れないとかです、色々あるんですね。私も聞いてみて、そう言われればそうだなという感じなんですけど、例えば1/4ワークス、まだいらっしゃいますけど、その方たちのですね、受け入れる側も気をつかうわけです。そういうセキュリティの問題がありますから。そうするとやっぱりそうしたものは、今ある住宅を活用、住宅というのが中古住宅ですよ、を活用するというのはなかなか難しいなというふうな、この前お話を聞いて実感したわけです。そうするとやっぱりそれなりに対応したのも、どういう形かはわかりませんが、作っていく必要も、これはもう作るしかないというふうな事、それか大改造してやるか、そんな感じでありまして、特に今からの農業振興、漁業振興をやっていく中で、福賀地区、宇田郷地区については、本当に需要を見極めながら、必要なものは作っていくというふうな気持ちで進めたいと思います。で、奈古地区につきましては、今言う中古住宅等も利用はさせていただきますけども、今まだその段階に至っていない、もう少しこの今の分譲宅地の売り上げを、売り行きをもう少しだけ見させていただいて、作り替え、ただ、やはりこれは基本的にコンパクトシティという考え方というのは踏襲していかないと、今から縮充とは言いながら、縮充でありますから人口は減少していく、これはもう避けて通れないわけでありまして、その時に、また次の問題を起こす事につながっていきますから、やはりコンパクトシティという考え方は考えていかなければいけないかなと、その中で場所を選んでいくというふうに思っておりますが、今後は、今のような大きな単位では多分作られないだろうというふうに数戸レベルのやつをポツポツと、基本的なコンパクトシティという考え方の中で、ポツポツと作っていくという感じかなというふうに思っております。以上です。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 1番。

○1番 中野祥太郎 どうもありがとうございました。今町長がお話になられたコンパクトシティという言葉が出ましたが、やはり私もそう思います。2つ定住を大きく促進するというのは、やっぱりコンパクトシティ的な第一次産業とか、地元の地場産業に携わる者だけではなく、やっぱり雇用としては勤労者が一番多いわけですから、そういった住みやすさの住居の提供というのが必要、というモチーフになるのかなというふうに思ったものですから、今後どうするのかなという事が今ちょっとお話をしたわけです。で、今もう一つは、そうはいつでも宇田郷、或いは福賀地区は疲弊してしまいます。今町長がお話になられて色々な状況も捉えておられますような事がやっぱり必要であろうと思っております。という事で、今たまたま挙げました無償住宅あたりの、やっぱり視野に検討してみますという事でしたが、必要になってこようと思います。その中で、もう一つ提案なんですけど、例えば私が聞いたのが、島根県の美郷町だったと思うんです。議員で視察に行った時にあったんですが、それはちょっと粗末、ちょっと安っぽい粗末に見えた借家住宅というふうな感じでした。というんじゃなくて、今、自分のものになるという事ですね、さっき住宅ローンと混同して出しましたが、自分が設計して金額が町から決めてもらって、自分で設計もしながらの住宅が建てられないかなと、要するにそれが住宅ローンの肩代わりみたいな感じでイメージで訴えたものですから、そうすると自分の住宅ローンを借りる事の不利がちょっと柔らかくなるんじゃないかなと思います。ただ、そこはですね、契約をしっかりと行かなくてはならないと思うんです。やっぱり不履行の場合は、ある程度の入って来られる方のリスク、契約破棄の場合は、反対に何がしか

の損失が要るようなものが必要ではなかろうかと思えます。という事でそういう福賀・宇田郷地区に今後そういうふうなものをできないかという思いでこの提案をしたものです。その辺ちょっともし何かあればお願いします。

○議長 町長。

○町長 今さっき申されました町営住宅をオーダー町営住宅と言いましょか、そういう形でやって建設して、それから後は何十年住んだとか色々な条件の中で、無償なり低廉安価な形で譲り渡す、という制度について私もその事については、大変興味は持って一時調べた事もあるわけでありまして、今回色々調査する中でですね、そういった事についても検討して行けたらと思えます。以上です。

○議長 以上で1項目目の質問を終わります。ここで、申し訳ありませんが昼食のための会議を閉じて休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

休 憩 11時53分

再 開 12時58分

○議長 昼食のための休憩を閉じて休憩前に引き続き、一般質問を続行します。1番、中野祥太郎君、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番 中野祥太郎 それでは引き続きまして2項目目の質問をいたします。Uターン対策についてでございます。

平成31年3月の議会定例会におきまして「阿武町っ子の就業対策について」の一般質問の答弁の中で、阿武町に住んでいる小中学生と未就学児の296人について、親がI・Uターンか或いは地元かを調べてみると、Iターンが85人の29%、Uターンが147人の50%、地元が64人の21%となっているとの答弁がありました。私はこの数字を聞きまして、IターンとUターンとの格差が

こんなにあることに驚き、定住対策はこれだと思いました。また、それまで I・Uターンは同じ対策を講じておけば良いものとの認識でしたが、定住対策はUターン対策が最重要と認識を改めたところでございます。これは私の所見ですが、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等の施行により、男性、女性の主権が均等化しつつあり、家庭内の決定権や生活設計においても女性の意見が重視されてきていると思います。それにより、家族の生活設計や住む場所は、夫の就業状況や夫の出身地のみに係わらず、妻の出身地や妻の意向などが大きく反映されるようになってきているものと思います。一昔前までは、長男だけが家の跡取りとして阿武町に残っていましたが、今は長男に関係なく多くの子供が阿武町から出て行ってしまっております。出て行かれた出身者の中には、長い人生の中で、生活環境、家計問題、仕事内容、職場環境、自然環境、子育て環境、介護環境、地震などの災害問題、食生活、友人問題等から阿武町へのUターンを考える事があると思います。その時に阿武町の状況、阿武町暮らしの良さ、阿武町への哀愁(思い出)等を出身者へ発信し、Uターン対策としてUターンを促す組織やツールが必要ではと考えております。それには、まず阿武町出身者で町外に出られた方の組織を設立し、阿武町と町外出身者間、又は町外者出身者間同士との強い絆の構築を図る必要があると思います。会員の募集としては、町外の「広報あぶ」の購読者、東京・関西の阿武町人会の会員、ホームページでの会員応諾者、また、今後高校を卒業する時点での会員応諾者等が考えられます。また、情報発信のツールとしては、「広報あぶ」か専用の会報誌の紙ベース、或いはインターネット、スマホ等の色々なツールが考えられますが、そのツールを何によって行うかは費用対効果を検討していただく事として、会員からも情報を発信してもらえ体制が必要と思います。また、町外出身者は最も身近な交流人口、関係人口です。この取り組みについて、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の、1番、中野祥太郎君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 Uターン対策についてでありますけども、今年3月時点での阿武町に住んでいる小中学生と未就学児の数であります。先ほど申されましたように、全体で296人でありまして、親がIターンかUターンか、地元かというふうな割合で言いますと、Iターンの子どもが85人でパーセントで言うと29%、Uターンが147人で50%、地元が64人で21%、で地元の方はもとより、こうしてIターンやUターンの方が阿武町のまちづくりの担い手として支えていただいているということが浮き彫りになってきておるといふふうに思います。なお、令和元年度の直近の数値につきましては、通告後調べ直してみましたけども、傾向はほぼ、全くといって良いぐらい同じ率でございます。こうした中で、高校や大学、専門学校を卒業して地元で就きたい仕事がなく都市部に出て行かざるを得ない若者が多い一方で、中野議員ご指摘のとおり、暮らし方や住む場所について最近では女性が主導権を握り、阿武町に移住されるケースも増えてきております。きちんとしたデータではありませんが、最近では定年を期にではなく、若い世代がふるさとのために尽くしたいというふうな愛郷心に基づいたUターンも増えてきたような気がいたします。7月17日に町民センターで開催した「阿武町森里川海シンポジウム」のパネリストの発言の中で、阿武町には何も無いのではない。余計な物が何も無いのであって自然の利子や豊かに暮らしていける阿武町は素晴らしい。そんな阿武町にあこがれ、また都会暮らしの経験を経て改めて阿武町の素晴らしさに気づいて帰って来る若者も増えてくるという事でもあります。そこでそういった若者に響き、Uターンを促す組織やツールが必要ではとのお尋ねではありますが、案内のサポート町民組織化事業として、阿武町出身者の都市部での集まりである「東京ふるさと阿武町会」が平成26年に結成、そして「関西・東海ふる

さと阿武町会」が平成29年に設立されています。しかしながらこのふるさと会も同じ悩み、傾向がありますが、若い人が参加しない、しにくいといったことがありまして、これについては引き続き参加に向けて努めて参りますが、これまでの募集方法に加えて、一度町外の世界を経験後に参加する成人式等の機会を通じて、ふるさと会への参加を促して参りたいと思います。

また都市部での高校同窓会の他に、お隣、萩市では東京での出郷者の若者交流組織「萩大志館」といった嗜好をこらした集まりもあるようですが、これは萩市出身の著名人のソーシャルネットワークサービス等が活用されていると聞いております。阿武町では、以前からふるさと通信として紙媒体で阿武町の状況を詳しく温かく伝える広報あぶやふるさとカレンダーの有料送付事業を行って参りましたが、最近ではホームページでの情報発信に加えて、ホームページ上で広報あぶの閲覧、特に若い世代に求心力と拡散力のあるソーシャルネットワークサービスのツイッターやフェイスブック、インスタグラム等、幅広いチャンネルの頻繁かつタイムリーな情報発信と若者に響くコンテンツづくりに努めているところであります。こうした中で、今年の6月15日に萩市と共同事業で、初めて東京の下町、清澄白河の貸しスペースで開催した「となりぐらし萩と阿武」というイベントには私も参加いたしましたが、Uターンを考える若者層をターゲットに行ったもので、32人の参加があり、トークセッションでは阿武萩の地域おこし協力隊や阿武萩にUターンした若者たちが、我がまちの魅力や暮らしについて語り、交流会では無角和牛等の阿武萩の特産品を使った料理の提供と阿武の鶴等の地酒が振る舞われ、杜氏の三好さんも出演するなど、暮らしの生の声に加えて、味覚にも訴えることで求心力が高まり、今後の継続的な関係人口の構築に大いに寄与したと思っております。また、その様子は映像に収め、今後の移住イベントを始めとする色々なイベントで活用する他、ウェブを通じて阿武町の更なる魅力の情報

発信ツールとして活用することといたしております。更に、こうしたイベントを通じて、阿武町に関心を持った若者が阿武町を訪れ、映像やブログ等様々な情報発信も行っているところであり、次第にその輪も広がっているところでもあります。阿武町暮らし支援センター s h i B a n o でもホームページやフェイスブックを活用した情報発信を行っておりますが、今年のゴールデンウィークやお盆期間中には通常の開所日以外にも s h i B a n o を開けて、帰省して訪れた方の対応も行ったところでもあります。関連して、町内に今年2軒、地域おこし協力隊によるゲストハウスが開業した事もあり、そうした動きが加速して参ったというふうに思っております。また、経済的なサポートとして、県外から50歳以下の方が就業のためにUターンされた場合には、世帯で20万円、単身で10万円のUターン奨励金の制度もありますし、新たに国の制度として、今年度から東京23区から移住マッチングサイトを通じて就職のためにU I ターンされた場合には世帯で100万円、単身で60万円の移住支援金の制度も設けられました。少し余談になりますけども、最近イージス・アショアの配備計画に関連して阿武町のまちづくりが広くメディアを通じて発信され、都市部の方にも好意を持って捉えられると共に、正に変な話ではありますが知名度も上がっており、阿武町の出身者の方からも町長にまちづくりに頑張ってくださいというふうな激励の手紙やメール、F A X 等もかなりいただくようになって参りました。また、最近注目を集めておりますA B U ウォーターボーイズの活躍、国際レベルでのジャズ・コンサートの開催等、ふるさと阿武町の元気発信としてテレビや新聞での露出が増えており、そうしたメディアを使った情報発信でも阿武町の魅力が幅広く伝わり、Uターン等を希望する人に阿武町が誇りと思えるように努めて参りたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 1番。

○1番、中野祥太郎 答弁ありがとうございます。先ほど来から申しますように、私が一番びっくりしたのが、定住対策としてIUターンというよそから転入される方、これが一つの単語のように僕は今まで思えてきたんです。ですから、IターンもUターンの同じような方という捉え方をしておったんですが、これを見ますように、先ほど50%の方がUターンの子どもさんの方であったという事が非常に私の中ではショッキングでした。という事で、Uターン施策を今まで以上にすることが重要ではなかろうかというふうにごうやって質問するわけですが、その中で、先ほどの町長も言われましたように、私も言うておりますが、女性が本当に強くなったと言ったら叱られますが均一化するような、昔みたいに意見が通らないという状況じゃなくて、家庭内でも職場内でもそういう体制ができつつある事から、やっぱり女性の考え、思考が尊重されて女性と子どもさんだけの家庭においても、阿武町にUターンするとか、或いはマスオさんと言ったらいけませんけど、そういう方々、親御さんが老後で身体が弱ってくる事で、女性の方の出身者が帰ってこられる、夫も帰ってくる、というような事も非常に多いかと思えます。という事で、島根県あたりは、そういう女性だけを特化してやっていたらっしゃる町もありますが、今答弁の中では、そういう事をする中で、IUターンやはりまだ一緒のような気がするんですね。捉え方が。まず一つは、Uターンという組織が一つすぐできるような気がするわけです。というのが、Uターンというのは、個人情報は大変なんですけど、そういう郷土の今住んでいらっしゃる方(出身者)じゃなくて、住んでいらっしゃる方の協力があれば、そういう組織はすぐ手に入ります。これ余談ですが、私が村のお祭りの中で村の25年祭

という時に、世帯が50件位しかない中で5、600万円をどうやって集めようかという時があって、それで苦肉の策で出身者にこうこうでという事で文書を作って、私、各家庭の世帯主の名前でそういうリストを教えてくださいんかというふうに貼ったら、教えてもらって、かれこれなんと200万円小さい私の部落でも集まったんです。それだけやっぱり地元をまだ思っているという事は、IターンとUターンはやっぱりここはものすごく違うと思うんです。で、ただ住む環境にないというのが、Uターンの方の状況、特に仕事であると思うんです。そこはそれと捉えてやっぱり自分で壁にぶち当たった時、阿武町に帰ったらとか、阿武町でうんぬんとかいう事になると癒やしが出てきたり、ここに住もうかという事も発生するじゃなかろうかと思うんです。という事は、またそれと同時に阿武町はどういう所ですよと説明も要りません。そういうコストも少ないと思うんです。ですから、そういう組織は大変僕は作りやすいと思っております。これは、ビジネスの世界では絶対そう思うんです。もう知り得た情報というのは無造作にもあろうと思います。高校を今から卒業される方を全部会員にすれば、すぐ会員は増えると思います。その中でいかに何を吊すかというのは別なんですけど、色々な情報をもらう、発信する、それでまた帰ってきてもらえる、いつかぶつかった時、或いは壁ができた時に阿武町に帰る機会ができるのではなかろうかと思えます。という事で、ちょっと今しくみを作らませんかという私の提案なんですけど、その辺の答弁は抜けているような気がしているんですけど、もう一度お願いしたいと思えます。

○議長 町長。

○町長 IターンとUターンとまあ何となく一色単の事のような感じがしますが、まずよく事業を行う場合ですね、例えばニューファーマーの制度とかありますけども、ここで、これはUターンじゃなしにIターンの所に重きを

置く、これはですね、まず原則の話をいたしますと、やはりUターンの方というのは、そのベース（素地）があるわけですね。ふるさとに帰ってくる。例えば農業であれば農地があり、それなりの親がしておればそれなりの機械が揃っていたりするわけですね、そういうふうな事がある人と、家もある、人によったら納屋もある、農業していれば当然家があり納屋があり機械があり農地がある、でIターンの方はそういうものが全くないゼロからのスタート、全てがないからのスタートなんで、そこに国も同じなんですけども、そこに資金の突っ込みようが若干差が出てくる、これは、いた仕方のない事だと思いますし、阿武町においては、そのこの所をカバーする、例えばニューファーマーのところについては、まあそういう制度も単独で設けておったりもするわけですが、そういったふうな考え方があるという事で、それともう一つ、女性が今色々なその家庭の行動様式を引っ張っていく状況にあるという、確かだと思います。結構女性の方に引っ張られてここに帰ってきたというふうな方もいらっしゃいます。相当今増えてきておると思いますし、さっき島根県の方でもありましたように、そういったものを狙って人口定住対策をやっている所もありますし、それは本当おっしゃる通りでありますから、私たちは、そうすると藤山先生の話、或いは藻谷先生の話のように、そのこの辺をターゲットにして、どういう施策がその人たちに受け入れられる魅力となるこういう事業である、例えば子育て支援であり、そういった女性向けの就業支援、そういった事を今から構築していく事によって、そういった層を女性を中心となって行動意識を決めていくような家庭を引っ張り込むといったふうな事が今から狙っていかなきゃいけないところだというふうに思います。若年女性人口が町の将来を決めると言われておりますように、そのこのところが大事な事だというふうに思います。そして、今の質問であります、そういった前提であります、新たな組織、仕組みであります。これも、一部答弁

いたしましたけども、東京ふるさと阿武町会、関西・東海ふるさと阿武町会がありますけども、行ったら本当に、まあ60代は若い方で、あと70代、80代というふうな方で、それ以下の人はほとんどいらっしゃいません。というふうな事ですね、ここはやっぱりそういった方たちを引っ張り込む事も必要であります、実際に、あのふるさと会に皆さんが若い世代がなかなか入り込むというのは現実問題としてなかなか難しいなというふうに思います。で、例えば今私たちがやっておるのが町の職員募集、これ、なぜこの時期にやっているかという、お盆の時に帰省された時に、その事を知る事ができるように今やっているんですねタイミングを見計らって。そして、広報にも載せ、盆もあえてしつこいように無線放送でPRをし、そうするとそういった方がどこかに出ていらっしゃる家庭の親御さん、親御さんと言ったら失礼かもしれませんが、大人ですから、ふるさとにいらっしゃるおじいさん、おばあさんがぼちぼちどうかという情報が伝わって、それではというふうな事で帰ってくるようなタイミングがあるだろうというふうな事で、その時期に合わせてという事もあります。しかしながら、それが全て伝わっているか、例えば今申します町の職員募集がやっていますが、それが阿武町出身者の方々がどこまで知っているか、都会に暮らしている人が。知っていたら応募したのという人がおるかもしれません。本当に。でも、実際はこれを知っているのは、たまたま今年帰省していた人が、その家の人がそういう情報を伝えるか、或いは町の広報紙とかを今インターネットを見ますとカラーで全て見れますし、インターネットで見る町の広報紙は全部写真カラーですから、たまたま見たら阿武町の職員募集の記事があったという、そういうところを目にする以外は、なかなか目にし耳にする事がないんですね。正に中野議員が言われるように、そういった機会を設けなきゃいけないというふうに思いますから、以前は、阿武町の基本構想とか作る時には、阿武町の出身者のリストがあり

まして、その中で特に重要視しているのが広報紙を取っておられる方、そしてふるさとカレンダーをとっていただく方、そういった方には阿武町のアンケートを全部送っていたんですよ。そういうふうな事もあったりもします。で、それは、そうは言ってもそういうものをとる方ですから300人くらいだと思います。しかしながら、今言われるように、例えば新卒の方に何かのアクセスができる、ずっとつながって行けるような仕組みを作っていく事は、正に、Uターンあたりの正に入口になると思います。ですからその仕組みはですね、今じゃあこうしますとはすぐには申し上げませんが、ぜひですね、私どももしっかりと考えて、その卒業して行く時に、そういった仕組みを作って出て行って、定期的にそういった色々な町の情報が入ってくるような仕組みを考えて行きたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 1番。

○1番 中野祥太郎 時間が押してきましたけど、最後、今町長が言われたそこと思うんです。若者のツールをどうやって考えていけばどうかと言いましたけど、私は今これだろうと思うんです。若い者に、僕はちょっとこれは弱いもので、一斉発信する方法は藤村さんが得意でしょうけど、そういう方が中心になってですね、常に、反対に向こうからも情報をもらえるとこの所が必要ではなかろうかと思えます。ですから私も大阪の阿武町会に出させていただきましたけども、それとはちょっと趣旨が違うわけなんです。もう一度言いますが、やはり若くして出て色々世の中に揉まれて、例えば東京、大阪であろうと、そこでやっぱり苦境に立つ事があると思うんです。その時にですね、出身地、地元へ帰って何か癒やされる、身体が落ち着く、そういう事がやっぱりできる所は生まれた所しかないんじゃないかと思えます。

そういう方はすごく今多いというのが子どもの数値で表れていると思うんです。地元の子どもの20何人しかいないんだけど、50%の人はいっぺん出ちゃった人が帰ってくるんです。これをやっぱりやらんにゃいけんと思うんです。これは、ツールの方法は色々ありますけども、町長が作られた肝いりのまちづくり推進課、これ今私思うんですが、非常に、5人でしたかね、今やってらっしゃるのは、総務の仕事も入ってきてすごく大変な状況であろうと思います。やっぱりそこが今ここ阿武町を左右する所であろうかと思うんですが、やっぱりちょっとそれがお金がかかっても人数を増やすとか、そういうポジションが必要な気がするんです。これが、将来に向かって人集めにつながっていくんじゃないかというふうに僕は思うわけです。だから昔のお年寄り、私みたいな年寄りじゃなくて、卒業した近い方、或いは現役で働いている30代、40代の方、これに土地どうですか、家どうですか、とやったら効果がある。それはやはりこれだろうと思います。これに登録するような何かの仕組み、或いは高校卒業と同時にこれ入って入会はどうですかとやるとですね、阿武町知らん、要らんよという事はないんじゃないかと思うような気がするんです。それによってさっき町長が言われたように、職員を募集しようと思ってこれがあれば、さっといったらヒットして手が挙がってくるんじゃないかという事が、非常に大事じゃないかというふうに思っております。以上ですが、町長いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 正におっしゃるとおりで、今皆さん方若い人たちが本当に情報源としてやっているのはスマートフォンが殆どだと思いますから、そういったものにも訴えかけて情報も流して訴えかけていった正に期を得たご提言だと思いますから、本当に前向きに検討させていただきます。以上です。

○議長 これをもって1番、中野祥太郎君の一般質問を終わります。

次に3番、市原 旭君、ご登壇ください。

○3番 市原 旭 3番、市原 旭です。私は2つの項目について質問をいたします。まず、鳥獣被害の対策について町長に伺います。

阿武町では、鳥獣被害に様々な対策をしてきました。ワイヤーメッシュ、電気柵、トタン等の防護柵の助成、捕獲の担い手確保・育成を目的とした銃或いはわな猟免許の取得に係わる経費助成、猿捕獲を目的とする大型捕獲柵の設置、小型動物の捕獲器の貸し出し、猟友会等への支援、有害鳥獣捕獲奨励費の交付等大変手厚い内容となっています。隣接している萩市とも連携し萩阿武地域鳥獣被害防止対策協議会を設けています。それでも鳥獣被害は、終息の方向には進みません。人口は減っていくばかりで野生動物は、逆に増えているように感じています。人里に攻めてきていると言っても過言ではないでしょう。私が子供の頃には、裏山がもっと整理されていていわゆる里山の状態があったように思います。今は、荒れ放題で野生動物が人家に近づく事を容易にさせているのかもしれませんが。言えば自業自得という事かもしれません。また、野良犬や放し飼いの犬も多く見かけたような気がします。それが猪や猿に影響があったかどうか効果についてはわかりませんが、ただそんな環境には戻せません。さて、猟友会は、以前であれば基本的に狩猟愛好者の集まりであったように思います。ですが、現在、関係団体と連携を図ってイノシシやサルの情報収集、追い払い活動をする駆除隊の意味合いが強くなって来ていると伺います。ですから、野生動物の出没情報に応じて平日でも急遽動員がかかることもよくある事だと伺っています。団体としての駆除隊への依頼があり出動した場合には出役と見なされ、なにがしらの対価があるという事ですが、通報の殆どは、猟師個人に直接連絡が入るとの事。獲物を捕獲出来た時には、個人的に、先に述べた捕獲奨励金を得る事になりますのでそれでも良いのでしょうか。ですが、獲物を取り逃がした場合、通報を受

け現場まで足を運んだ車代、時間も、発砲した場合には猟銃の弾も無駄になります。獲り逃したのは、個人の技量不足だと片付けて済む事ではないと思います。ある猟師は、「地域に認めてもらって銃を所持する事が出来ていると思っている。地域への恩返しだと思ってボランティアの気持ちで出動している。」と言っていました。ならばこそ、直接個人に依頼された場合にも、第3者である依頼者、或いは自治会、農事組合法人等の出動証明があれば出役とみなしながしらの経費助成は出来ないものでしょうか。さて、先日、稲が数平方メートル刈り倒されたようになった圃場を発見しました。最初は、猪が押し倒したのだらうと思いましたがけれども足跡が全く見えません。やがてヌートリアという動物ではないかという結論になりました。何処に連絡し、どう対応したら良いかという事をとっさに思い付かず、数日し役場農林水産課に連絡をいたしました。すぐさま小型捕獲器を貸していただきました。早々の対応に大変感謝している所です。聞けば奈古地区では、かなり前から出没しているとの事、こういった外来種も出没するようになりまして、情報の提供、共有が出来ていればと感じるところです。次に、猿被害について、8月の「いらお苑」の広報にせつかく育てたサツマイモや野菜が猿の被害に遭い「この悔しさどこにぶつけたら」と書いてありました。精魂込めて育てた農作物が被害に遭い収穫の喜びを失った虚しさは、高齢者にとっては生きる楽しみを失ったと同様の気持ちであろうと思います。この猿については、猟友会の方々にだけ頼っても限界があると思います。これには、地域をあげて追い払い活動を継続していく事が有効的であるとされています。インターネット、WEBで猿対策を検索していくと老若男女を問わず地域を猿被害から守る集まりを集落単位で結成し、猿を発見すると爆竹などで必ず威嚇しすぐさま追い払い、更に、近隣の各集落とスマホ等で連絡を取り波状的に追い払い体制をつなげて行き、人里は恐ろしい所であると繰り返し学習させる

という事が大切です。と書かれていました。行政まかせの対策は、してもらって「当たり前」といった風潮が一部にあります。ですが当面、組織が立ち上がるまでは、行政が旗振り役を務めるしかありません。本町でも地域ぐるみで住民が主体となって猟友会と協力し猿対策を検討すべきです。研修を受け専門的な知識をもった人材を複数人育て、それなりの方針を決定出来るリーダーを決め、鳥獣害アドバイザーとして集落点検の実施をする事が大事だと思います。野生動物の生態を知り、地域の特性に合わせた対策を地道に積み上げていくしか鳥獣被害に速攻性のある特効薬はないものと思います。2016年3月に里地里山問題研究所による「猿被害対策講習会」が町内各地で開催されております。私も参加しましたが大変参考になりました。このような研修会を通じて専門的知識を高めて行く事が地道ですが大切な事だと思います。町長の見解を求めます。

○議長 ただ今の、3番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 鳥獣被害対策でございますが、イノシシ、サルを中心とした農林業への被害は、額にすると平成22年度をピークに全体的には減少傾向であると報告されているところでありますが、イノシシ、サルの生息数は議員ご指摘のとおり、増加傾向にあるのではないかというふうな感じを受けているところであります。なお、過去5年間の阿武町における農林業に対する被害額につきましては、毎年800万円から1,400万円の被害額とされておるわけですが、イノシシ、サル以外も含めてのものが800万円から1,400万円ですが、その内のイノシシとサルによるものが大体その中の80%を占めておりまして、被害産物としましては、水稻をはじめ柿、リンゴ等の果樹、ニンジンやイモ類等の野菜が中心となっているところであります。ただし、最近の被害額も全体からすれば減少傾向となっているというふうに言われてお

ります。これは、萩阿武地域鳥獣被害対策協議会が、有害鳥獣対策として国庫補助を受けイノシシ用のメッシュフェンスやイノシシ用、サル用の電気柵、それから集落規模で共同で購入、設置しておりますところのこういったものが効果を発揮してきたんだらうと推測するところであります。しかしながら、フェンスや柵の設置は、被害額を減少するだけにとどまっているところであり、フェンスや柵の外では進入が出来なくなった鳥獣の増加や新たな農地への被害が懸念される場所でもあります。ちなみに、生息数と比例しているであろうと考えられる、有害鳥獣の捕獲頭数を見ますと、平成26年度にはイノシシが160頭、サルが54匹、27年度がイノシシが250頭、サルが20匹、28年度がイノシシが336頭、サルが11匹、29年度がイノシシが102頭、サルが13匹、30年度がイノシシが288頭、サルが20匹となっているところであり、イノシシに関しましては、多く捕獲された次の年は極端に減少する傾向があるように見受けられる場所でもあります。また、最近では、議員ご指摘の、外来種でありますヌートリアの目撃や捕獲頭数が増えている他、同じく外来種でありますアライグマの農作物被害も増加傾向にある場所でもあります。このような状況の中で、町といたしましては有害鳥獣から農産物を守るために、昨年度まではメッシュフェンス、電気柵の購入につきましては、関係者3戸以上に対しましては国庫補助事業があります鳥獣被害防止総合対策交付金事業の取組を推進してきたところではありますが、関係者が1戸若しくは2戸の鳥獣対策についても力を入れる必要性を感じた場所であり、今年度より町単独事業で阿武町有害鳥獣対策事業補助金交付要綱を新たに整備し、ワイヤーメッシュフェンス、電気柵、ネット柵、波板トタン柵の購入についても補助する事とした場所でもあります。この助成制度につきましては、6月号の「広報あぶ」で紹介したところ、現時点で4人の方から申請を受け付けて、交付決定をしている場所でもあります。また、この単独事業には、減

少傾向にあります。猟友会員の担い手を養成するために、狩猟免許を取得しようとする者に対し、狩猟免許講習会受講料、更に狩猟免許申請手数料を10分の10全額という事ですが補助することとしておりまして、今年度は、福賀地区におきまして5人がわな猟の免許を新規取得されたというふうに聞いており、制度制定の効果は発揮できたものと認識しているところであり、今後につながる事を願っているところであります。

次に、猟友会の会員の方の緊急駆除要請に対する出動手当に関する件であります。住民の方が出沒したサルを目撃された場合、平成28年度の4月までは、当時の役場経済課若しくは最寄りの支所に連絡をしていただいて、役場から近くの猟友会員に緊急出動の連絡をし、その要請を受けた会員が現場へ向かい、捕獲活動を行うとしていたところでありますが、会員への通報が間接的になる事から、機動性に欠け、会員が現場に到着した時にはサルは山へ逃げ帰っている事等の反省から、目撃された住民の方が直接会員に連絡されて、会員が出動する体制に変更したところであります。議員ご指摘のように、会員も他の仕事をしている途中で出動要請を受けた時には、自らの仕事を中断して、要請された現場へ急行するわけでありますから、その費用弁償として1時間あたり1千円を支給する事としているところであります。この手続といたしましては、出動記録の整理と農林水産課への出動に関する事後連絡をお願いをしております。個人的に連絡を受けたものも、出動手当の対象となるわけでありますので、この事は、今一度町内猟友会各分区に対して徹底をしたいと思っております。

次に、ご指摘の、外来種による被害であります。このことにつきましては、現在、本町周辺ではヌートリアとアライグマの生息が確認されており、その個体数は増加傾向にあります。まず、ヌートリアであります。ネズミの種類として分類され、水辺を好んで生息しております。体長は胴体部が40

から60cm、尾っぽが30から45cmで、頭の先から尾っぽの先まで70から1mくらいと言われております。そして、川の土手や田んぼの畦に穴を掘って住み家としているとの事です。繁殖力は強くて年に2回から3回出産して、平均で5匹程の子供を産み、その子供は生まれて3日目頃から親と同じように食事をするという事でありまして。農作物への被害ですが、水稻や葉野菜等を好んで食べる事から、過去には福賀地区におきましても、移植して間もない水稻の苗を広範囲に食べられたり、今年8月には奈古地区において15平方メートル程度の範囲の稲を食べられたとの報告が来ております。今回の福の里における食害も同様であろうと推測するところであります。現時点では、根本的な対策は立てられておりませんが、巣穴の辺りの草を刈り、隠れ場所をなくすことや、ほ場の辺りをメッシュフェンスや波板トタンで囲む事が対策の一つであるとされておきまして、個体数を少しでも減少させるためにも、町が貸し付けております小型捕獲檻を利用して、地道に捕獲する事が必要であると考えているところであります。また、アライグマは、ペットとしてアメリカから輸入されたとされております。小さな頃はおとなしくかわいさから人気がありますが、成獣になると防衛のために引っ掻いたり、噛みついたりするよう猛さから、ペットとしての飼育を放棄して、身勝手な飼い主によって放された個体が多いと言われております。アライグマによる被害は、トウモロコシ、スイカ等に集中し、特にスイカは一カ所の穴から器用に中をくり抜くように食べるようであります。対策といたしましては、電気柵、ネット張り等により、ほ場を守ることが必要であると思われまして。次に、サルによる被害であります。福賀「いらお苑」のサツマイモや野菜の被害につきましては、収穫を楽しみにしお世話をして来られました皆さんの正に生産意欲をなくすような事象であります。私は、昨年、広報にも書きましたけども、孫に食べさせようと丹精を込めた収穫前のサツマイモをイノシシに食い荒らさ

れた経験があり、実は、今年もカボチャを全て食べられて、大変悔しい思いをいたしておりますので、皆さんのお気持ちが良く理解できます。サルから農作物を守ろうとした場合、特殊な柵が必要となって管理にも大変な苦勞を要します。議員ご高承のとおり、2016年、平成28年3月に開催いたしました、NPO里地里山問題研究所代表理事鈴木さんの「サル被害対策講習会」では、集落が一丸となって取り組むサル被害対策の重要性についての講演をいただき、当時から、サルを目撃した際には追い払うことが最重要といった認識の元に、ロケット花火や、エアガンによる追い払いを実践してきたところがあります。しかしながら、人家の近くでは、比較的容易においしい餌が確保出来る事を知ったサルの群れは、頻繁に人里に現れて、農家が丹精込めて育てた収穫前の農産物を奪っていきます。町では、この習性を利用して、人里に近づくサルを追い払うだけではなく、捕獲、処分する事も必要と考えまして、県の単独事業であります「鳥獣被害に強い集落づくり」という事業の採択を受けて、人里に近づくサルを捕獲する目的で、「天井進入型移動式捕獲檻」を購入して、自治会の要望に基づいて設置する事としているところがあります。なかなか実績は伴っておりませんので申し上げにくいわけですが、昨年度と今年度、それぞれ3基ずつを購入し、設置する事としているところがございます。

最後に、鳥獣害アドバイザーとしての人材育成であります。議員ご指摘のように、サルの習性を良く理解した専門的な知識を持った人材の育成は、追い払い、捕獲の両面で重要な事であると理解しております。実践の方法といたしましては、県事業に、先ほど申しましたが「鳥獣被害と戦う強い集落づくり事業」というのがありまして、このメニューの中で、集落ぐるみの取組を牽引する指導者の養成の支援や、集落リーダー養成等の体制づくりの支援がありまして、指導者講習会の開催も可能である他、ご協力がいただける

集落を「サル被害対策モデル集落」というふうに位置づけて、その集落の農作物の作付け位置、収穫時期等を把握する集落点検、集落ぐるみで取り組む被害防止活動の計画作成や活動への支援がある事から、県、町、地域、猟友会が一体となった具体的な体制づくりを検討して行きたいと考えているところでございます。なお、10月中旬には、田布施町で独自の大変効率の良いわな猟を実施しておられる猟友会の方を招聘して、わな猟に関する講習会を開催する予定としております。鳥獣の特性を良く理解された猟をされているようでありますので、今後の猟の参考になるのではないかと考えております。日程が決まりましたら参加の呼びかけをいたしますので、ぜひご聴講いただけたらと思っております。有害鳥獣対策等につきましては、それぞれの鳥獣の特性を理解した上で講じることが有効な手立てであろうと思っております。今後、関係機関と調整しながら効率的な対応策等を推進して参りたいと考えている次第でございます。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 3番。

○3番、市原 旭 猟師の出動費につきましては、事後連絡でOKという事でよく分かりました。各猟友会の各分区において、しっかり連絡をしていただければと思います。よろしく申し上げます。ヌートリアの件で、早々に捕獲器をお借りいたしました。今度はどのような餌をどのような場所にどう仕掛けていいのかがわからなくて、WEBでとりあえず検索をしましたところ、ヌートリア捕獲マニュアルなるものを他府県で出しておりまして、とりあえずダウンロードしてそれぞれ作業者に渡したというところがあります。もし、出来るのであればですね、マニュアル、或いは冊子のようなものがあって簡単でいいですから説明が出来るような状況を作っておかれると、もう少し使

う側も勝手がいいのかなというふうに、これわがままですがそういうふうに感じました。で、その上で、自分たちで土地や農作物は自分たちで守るんだという事を意識を高めるためにも更なる研修会をまた今後も続けていっていただきたいなというふうに思います。そういう事をする事によって地域を守る事は、地域を愛する事気持ちにもつながるものと思います。厳しい予算の中ではありますけども、これまでと変わらぬ予算取りをこれからもしていただけますようお願いいたします。町長のご見解を求めます。

○議長 町長。まず、マニュアルの件でありますけども、物だけ渡してですね、勝手に調べてくれというのはちょっと相当乱暴な話であります。これは大変申し訳なく思っております。ぜひ、すぐにでも利用の仕方、或いは中にどういう餌を入れたら良いとかいう事につままして、そういったものが現に今ニュースされたようにあるわけでありますから、それをちゃんとお渡しすればいいわけで、そういった事については対応させていただきたいというふうに思います。それから、色々な研修、サルもありますしそういった新たな被害動物等のものもありますけども、特に、実はこのたび先ほど答弁で申し上げました田布施の方でありますけども、田布施で議員をされている方がありますが、大変一人でびっくりするくらいの数のイノシシを捕っていらっしゃる。聞いてみましたら、イノシシが、今日は10頭捕って帰ると。それはなぜかといいますと、イノシシを、例えば15カ所なら15カ所わな（檻）があるんです。そこに餌付けする、要するに餌付けをするんです。そうすると、なぜそれがいいかという、例えばいつ行って入るやら入らないやらわからない。で、入ってふたがしまったとなると、当然それを処分しなきゃならない。それが何カ所もあると1人じゃできない。ですから何日も前からやって、パトロールをして、これは毎日来てる、これは2日に1回来てるとかわかるんですね。ですから、入ったらすぐ捕るんじゃなくて、餌付けをしたらそれが毎日来るんですよ。ですから、今日は仲間に5人なら5人に、今日は捕るよ

と言ったら、だいたいあそことあそこのわなには毎日来てる。今まではかんなぎを外さない、入っても落ちないけども、今日は捕るよ、と言った時にもう毎日餌付けをしている、毎日入るんです、来るんです。で、今日は捕るといふ日にそれ(ストッパー)を外す。そうするとバーンとだいたい予定の数が入る。そうすると、処理をする人たちは、応援団がもう来ている。予定されているから。そういう事ですね、効率よく処分、まあそういうふうな事を考えていらっしゃる方があるんです。それは、私去年ある所で、この方のお話を直接聞いてですね、ああそうか、という事ですね、すぐにこれはおもしろいと、でこれが多分猟友会にも役に立つだろうという事で、すぐ農林水産課の方に言って、頼んでみたらどうかという話をしたところ、先方がそれではという事でお受けいただいたところで、この研修会が実施される運びとなったわけでありまして、そういうふうですね、今のは捕る方の研修がありますが、それは猟友会の会員さんの話、捕るんですから、それから集落ごとで追い払う話、色々勉強する事があると思いますから、今の色々な研修であったり、猟師さん向けのやつもあるし、集落向きの事もあるし、農家向きの事もある。色々な形でですね、できるだけ多くの研修会、それも今までにないような研修会もぜひしていきたいと思います。以上です。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(3番、市原 旭議員「ありません」という声あり。)

○議長 ここで、10分間休憩をしたいと思います。

休 憩 13時56分

再 開 14時04分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

引き続き3番、市原 旭君の2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○3番、市原 旭 続きまして、町職員の定年について町長に伺います

日本は、超高齢化社会に突入し、2013年4月に改正された「高年齢者雇用安定法」により、これまで一般的だった60歳の定年退職年齢が廃止され、企業側は2025年までに従業員の雇用に65歳まで確保する措置を導入することが義務付けられました。これを受けて民間の企業では、まだ一部ではありますけれども定年の見直しがされておるところでございます。ただ、それは民間企業の事であり、公務員については、まだ検討段階で「国家公務員の定年を60歳から65歳に引き上げる関連法案は、秋の臨時国会の提出を目指す。」と報道されておりました。町外の方とその市町の職員に関わる話を伺っていると、様々な話題と共に職員が地域行事にあまり関心がない旨の話を聞きます。他の市町の職員の事をとやかく言うつもりはありませんが、本町の職員は、町内のイベントに積極的に参加し、尚且つ主導的に関わってくれていると思います。それは、今に始まった事ではなく、何十年もの時間を経た実績だと、私は感じています。しかしながら一方で そういった職員が近年少なくなって来ているとも感じます。地元出身者でないと云った事も要因であると思いますし、居住地自体が地区外である場合もあるでしょう。中には、そもそも職業として阿武町役場を選択しただけで土日は、自分の時間だと主張する方もいらっしゃるでしょう。残念ながら強制するものではなく、それもまたやむを得ない事だと思います。地域が役場職員へ寄せる思いは、並々ならぬものがあると感じます。これまで当たり前であった農協や、漁協の機能が本所に集約され、或いは少数の支所対応となって来ている今、正に現場の声を、言葉をくみ取ってくれるのは、他ならぬ役場職員ではないかと思うところです。そこには、長く付き合っただけで気心が知れた人がいるという事が何よりも大切なのではないのでしょうか？ 私は、この夏57歳になりました。いわゆる一般の会社であれば、間もなく定年という状況です。現在、本庁職員は約60名、私とほぼ同年齢の

割合は1/3強といったところでしょうか？ この方々がこれから数年間で居なくなるといふ事になります。町として率直に大損失だと言わざるを得ません。地方創生実現に向けて、次期阿武町版総合戦略に向けて 船を漕ぎ出したばかりです。今、町では新規職員の募集をされています。職員の入れ替わりによる代謝は、それは、それで良いことかも知れません。ですが、手放しで大歓迎と言うわけにも行きません。新規職員の力量が判るには、相当の時間がかかると思うからです。一方で不安も拭えません。

阿武町例規集によると、「条例第21号 阿武町職員の定年等に関する条例」「第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、福賀診療所において医療業務に従事する医師又は歯科医師については、年齢65年とする。」とあり、また、定年による退職の特例「第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。」とあります。更に「条例第17号阿武町職員の再任用に関する条例」とあります。新規職員の募集も当然しなければならない事ですが、小さな町の限られた予算の中で、大変難しい案件である事は分かりながらも、今こそ職員の再任用、或いは定年について検討すべきではないでしょうか？ 町長のご答弁を求めます。

○議長 ただ今の、3番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 まず、はじめに共通認識のために、本町の職員の状況を申し上げますと、現在職員61人の内、今後5年間で60歳を迎える職員であります。今年度についてはご承知のように3人、来年度は該当者はありませんけども、再来年度末にまた3人、その次の年度には6人、更にその次の年度には65歳が定年年齢となっている医師を含めて5人、合わせると5年間で17人で、割合にするとおよそ28%の職員が現在

の定年年齢(60歳)となり、定年予定者という事になります。特に市原議員と同じ世代であります昭和36年生まれから38年生まれについては合わせて13人おまして、いわゆる団子状態である事から、これほどの人数が短期間において一斉に定年を迎える事は、議員同様、私としても大きな不安を感じているところであります。

次に、そもそも定年制の意図は何かということではありますが、簡単に言えば、一定の年齢に達した労働者を、労働協約や就業規則によって自動的に退職させる制度で、労働者が定められたある年齢に到達すると、その年齢になった事のみを理由に、その者の労働能力と意思とは無関係に、事業主との労働契約がなくなる仕組みというふうな言われ方もしております。どちらかと言えば、事業主にとって都合の良い制度で捉えられようかというふうに思っておりますが、一方で、労働者にとりましてもその後の生活保障が十分であればという事が条件になりますが、ある意味、人生の区切りとなる制度とも言えるといふうにも言われております。ちなみに、定年年齢の引き上げ等については、今現在で分かっている範囲においての情報であります。国等においては、定年年齢を今後15年位で5歳(要するに65歳であります)程度引き上げて65歳にする他、役職定年制度や定年前の再任用短時間勤務体制の導入、そして、対象職員の給与水準の引き下げ等も併せて協議し検討されているようです。この検討されているものをもう1回細かく申し上げますと、この定年年齢の引き上げによって、昭和36、37年生まれの職員については1年、つまり61歳に、それから昭和38、39年生まれの職員は62歳、それ以降もだいたい2年次で1歳ずつ上がっていくというふうな事です。このことは、議員が心配されているベテラン職員と新人職員との急激な入れ替わりが、若干ではありますが、緩やかになることが期待されるということでもあります。次に再任用制度でありますけども、高齢者が年金受給開始年齢に達するまでの間、意欲と能力に応じて継続勤務がしやすい環境づくりを促進する内容になっており、継続勤務をするための具体的な制度であります。再任用制度は、定年を迎えた職員を一度退職させた上で改めて任期付の職員として再雇用す

ることを言いまして、現状では定年退職から5年間までを対象にするという事で条例化をしているところであります。なお、人事主管課の総務課においては、「阿武町職員再任用取扱要綱」に従い、当該職員に対し、毎年定年となる年度の5月に再任用の意向調査を行っているところでありますが、これまでに再任用した職員は、平成14年度の制定以来4人おりまして、平成28年度の該当者3人のうち1人は私であったわけではありますが、これにつきましては、ある意味、特例的なものでありまして、町からの強い要請により、当該年度の7月に参議院議員選挙がありましたので、ここまでというふうな事がありましたので、私は、4月から7月までの4カ月に限って再任をお引き受けしたというふうな事情がございました。また、本年度においては、みどり保育園の松浦園長が再任用として勤務いただいております。

ここで、定年制度の延長に係るメリット、デメリットをもう1回考えてみますと、議員がおっしゃるように、高齢者は経験、実績が十分で、業務能力の高さも期待できる一方で、加齢による能力や身体的なパフォーマンスの衰えも当然あるわけで、このような場合においては、同じレベルの賃金を払い続けるのは合理的であるとは言えないという見方もあります。逆に、新規職員の能力は未知数であり、採用後の人材育成に時間がかかるのも事実ではありますが、一方で、若い人は人口増の要因でもあり、少子高齢化の進む中で、若い人材は非常に貴重であります。せっかく阿武町で働きたいと意欲のある若者、知識や経験豊富な優秀な若者を、必要以上の定年延長を理由に採用しないのは逆に非合理であり、現在募集中の職員採用試験においても、子どもの数が減少している中で、家庭のある方が子どもを連れてUターン、Iターンでできる可能性を少しでも広げるためには、受験者の年齢制限を39歳まで引き上げているところであります。なお、定年はある意味、職員の第2の人生のはじまりでもあり、既に次の人生計画を立てている者もいる事だろうと思います。一方で、年金受給に至るまで働きたいといった職員を含め、これからも引き続き町の発展に寄与したいと言う職員もいると思います。こういった職員は私としましては、ぜひ、積極的に再任用制

度を使ってほしいと願うものであります。冒頭申し上げましたけども、私といたしましても議員同様、不安がないわけではありませんが、将来における適正な年齢構成の職員配置のためには、若い世代の計画的な補充がやはり不可欠という事を思っております。そして現在、町職員の定数は65人ですが、これを超える職員数を雇用する事は条例上難しい事から、定年制につきましては、今後もこれまで通り、国の方針や法律を遵守する他、個人の考え、意向を尊重していくことになろうかと考えているところであります。ちなみに、再任用職員につきましても定数の内という事が言われております。議員におかれましては、お心遣いに変感謝申し上げますところでありますが、若い職員もみんな優秀な人材であります。また、これからも職員の退職により業務が滞った例も特別ないと認識しております。

議員の質問の中で、阿武町の職員は町外の他の市町の公務員と比較して、公務外の地域イベント等にも積極的に関わっているものの、年代や出身地等によっては、そういった意識が薄いのではないかと。そういう人もいるのではないかと。将来的には地域行事等の開催等に支障があるのではないかと心配されているようであります。確かに私も職員によって、意識、考え方の違いがあることは感じているところもあるわけですが、地域のイベント等については、事あるごとに積極的に参加を促しているわけでありまして、この事については、地元出身とか町外出身者とか、或いは地区が違ふとかは、まったく関係無いわけですので、町の職員として、また一地区住民として自ら強い意思を持って参加するよう働きかけている次第でありますし、今後とも働きかけて行きたいと思っております。また、何事も最初が肝心でありますので、副町長にも職員採用試験の際の冒頭での挨拶、私も実際には実施しておりましたが、挨拶の時に新規職員の研修時には必ず今言いましたようなお話をするように指示しているところであります。質問の中で議員が触れられていますが、阿武町の職員が積極的にイベントに参加、参画しているのは、何十年も前の時間を経た実績だと言われておりますが、今後、若い世代にも必ず引き継いで行ってもらえるものだと思ってお

りますし、退職していく職員も役場OBとして、また一地区住民として、今まで以上に地域での関わり、活躍をしてくれるものとおっしゃるところであります。ご理解をいただきたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番 市原旭議員「はい」という声あり。)

○議長 3番。

○3番 市原 旭 再質問と言いますか、締めのような形になろうかと思っておりますけども、一言だけ言わせていただきます。

大変真摯に発言いただきましてまことにありがとうございます。難しい話ですので、当然検討されている事は十分承知いたしました。ありがとうございます。また、不安に思っていることも事実でありますので、ぜひ、再任用等はしっかりと検討されて、口説き落とすとはでは言いませんけども、しっかり話をされて先に進められたらいいかなというふうに思います。何しろ大変大人数の方がですね、この場でいらっしゃらなくなると思うと、寂しさだけではなくてちゃんと回っていくのかなという不安の方が大きいわけでございますので、今のところはよろしく願いいたします。難しい内容ですので、これ以上の事を詰めてもこの場でなかなか難しいかと思っておりますので、私からは以上述べさせていただきますと締めとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 これをもって3番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は、全て終了しました。

日程第4 議案第1号から日程第7 議案第4号を一括上程

○議長 続きまして、日程第4、議案第1号、阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例から、日程第7、議案第4号、財産の取得について、までを一括議題とします。

まず、議案第1号、阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書の改め文につきましては1ページから2ページ、3ページからは新旧対照表、7ページからは説明資料です。それでは、内容につきましては、7ページからの説明資料によりご説明をいたします。まず、今回の改正内容は大きく2点でございます。まず1点目、印鑑登録証明書への旧氏併記及び旧氏での印鑑登録で、これは政令等改正に合わせての改正であります。なお、旧氏とは、過去の戸籍上の氏、つまり旧姓の事であり、旧氏併記とは、現在の姓と旧姓の両方を表記するという事でございます。女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令がこのたび公布され、この令和元年11月5日の施行に伴い、住民票の記載事項に旧氏を加えられる事となり、これに応じて、国、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の通知により、旧氏での印鑑登録が可能となる事から、必要な改正を行うものであります、これにつきましては、旧氏を併記する申請をされた方に限り、住民票（マイナンバーカード等を含みますが）、これへの旧氏併記できる取扱いが開始される事となり、以上が法律改正でございますが、これを踏まえて、今般条例改正によって印鑑登録証明書においても旧氏併記を可能とし、合わせて旧氏での印鑑登録を可能とする一部改正であります。次に、改正の2点目ではありますが、印鑑登録証明書から性別欄の削除であります。これは、総務省通知（改正通知であります）これに合わせての改正であります。これは、心と身体の性が一致し

ない性同一性障がい等の方に配慮する観点から、印鑑登録証明書から男女の別を削除する事が可能である、との国の通知を受け、性別に関する事項を削除等するものであります。この性別欄の削除につきましては、証明書いわゆる印刷物、ただ欄を削除するだけでなく、改正条例の施行日以降においては、今後は、性別の登録そのものも行わないとする事であります。今回、人権に配慮し、心と身体が一致しない性同一性障がい、或いは性的少数者（LGBT）等に配慮する形で、国の改正を考慮して今般改正を行うものでございます。次ページ8ページですが、条例を受け規則で定めております印鑑登録証明書の現行様式であります。一部改正に係る部分が太枠の部分であります。まず、印影においては、旧氏での印鑑登録を可能とし、合わせて氏名欄において住民票と同様に旧氏の併記を可能とし、また合わせて性別欄の削除を行おうとするものであります。次の9ページから10ページは、参考資料として国が発行しておりますリーフレットで、住民票とマイナンバーカードにおけるこの11月5日以降旧氏の併記について、また、11ページは、旧氏併記に係るこれまでの女性活躍推進に関する閣議等の経緯について参考として添付をしております。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第2号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、12ページをお願いいたします。議案第2号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明いたします。本案件につきましては、国の働き方改革における同一労働、同一賃金等の趣旨に鑑み、地方公務員法や地方自治法の改正により、令和2年4月1日から施行される制度で、現在、さまざまな自治体において臨時的任用職員や嘱託員等の非常勤職員が雇われていますが、来年の4月1日以降は、地方公務員法に規定する臨時・非常勤職員の雇用に係る会計年度任用職員制度を創設し、任用を含む

規律等の整備を図ると共に、任用要件の厳格化を図る等会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるものであります。特に、これまでは地方公務員法における臨時的任用職員や嘱託員は、共通して定められている事項が少なく不十分であったため、自治体によって取扱いが大きく異なっていましたが、今回の地方公務員法の改正により、ある程度の共通事項を定め任用根拠を明確にしようとするものであります。それでは、条例内容の主なものを申し上げます。まず、第2条の定義におきましては、正規職員と同じ勤務時間となるフルタイム会計年度任用職員、正規職員の勤務時間未満が対象となるパートタイム会計年度任用職員に分類される事が規定されて、第3条において、これまで嘱託職員等においては、報酬と勤務費等の費用弁償しか支給できませんでしたが、フルタイム会計年度任用職員の給与については、給料をはじめ通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当と定義され、パートタイム会計年度任用職員の給与にあつては、報酬及び期末手当と定義されます。特に、フルタイム会計年度任用職員の給料については、第4条において、新たに別表第1の行政職給料表により決定される事になり、第5条の職務の級において、分類の基準となるべき職務の内容は別表第2に定める等級別基準職務表によるものとなりますので、21ページから25ページをご参照ください。また、第6条により号級については規則で定める基準に従い、任命権者が決定するとされ、給料の支給については、第7条において阿武町一般職の職員の給与に問する条例を準用する事とされております。その他諸手当については、第8条の通勤手当から第15条の特殊勤務手当までの掲載内容のとおりで、原則的には阿武町一般職の職員給与に関する条例及び阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を準用したものとなっております。また、16ページからのパートタイム会計年度任用職員の給与については、第18条において報酬は月額又は日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職

員報酬は、基準月額によりそれまでそれぞれ計算して決定され、特殊勤務や時間外勤務の報酬の支給等については条例案のとおりであります。なお、ここでの説明は割愛させていただきますが、原則的には阿武町一般職の職員給与に関する条例及び阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を準用したものととなります。なお、フルタイム会計年度任用職員の給料表の格付やパートタイム会計年度任用職員の報酬額を決定する基準月額については、今後、萩市を始め他市町の状況を見ながら規則で決定する事としております。その他、会計年度任用職員については、一般職に属する職として定義づけされる事となりますので、服務についても服務に関する義務を果たさない場合は懲戒の対象となる事となります。以上で第2号議案の説明を終わります。

○議長 続いて議案第3号、令和元年度阿武町定住促進住宅（尾無団地）新築工事の請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の26ページをお願いします。議案第3号、令和元年度阿武町定住促進住宅（尾無団地）新築工事の請負契約の締結について説明します。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるもので、契約の目的は、阿武町定住促進住宅（尾無団地）新築工事です。工事の場所は阿武町大字惣郷地内、契約の方法は指名競争入札です。契約の金額は5千5百万円、契約の相手方は山口県阿武郡阿武町大字奈古3350番地3阿武建設株式会社代表取締役宮崎繁、本案件は、現在尾無地区にある定住促進住宅2棟2戸の横に、新たに定住促進住宅を2棟2戸建設するものです。この住宅は、漁業で生計を立てる者を優先し入居させる事ができるものでございます。以上です。

○議長 続いて議案第4号、財産の取得について、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書の27ページをお願いします。議案第4号、財産

の取得について、をご説明いたします。本案件につきましては、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、1件5,000㎡以上の土地の取得について議会の議決を求めるものです。奈古寺東の大床ため池下の農地を転用して、工場用地造成の目的で取得するものです。大字奈古字大床3428番1他10筆、地目は10筆が田で1筆が畑、総面積は7,398㎡、地権者は5人です。取得価格は㎡あたり3,000円を予定しております。参考として28ページに物件の一覧、29ページに位置図を掲載しております。以上で説明を終わります。

日程第8 議案第5号を上程

○議長 続いて、日程第8、議案第5号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは30ページをお願いします。議案第5号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明いたします。本案件につきましては、現在4期15年目の小田武之教育委員会教育長の任期が本年9月30日をもって満了するため、後任の教育長の選任について、今回新たに能野祐司氏の選任についてご同意をお願いするものであります。なお、能野佑治氏の経歴等につきましては、別紙でお配りしているとおりでありますが、教職歴は昭和54年4月から平成27年3月に退職するまでの37年間の長きにわたり、平成19年4月からは校長職として、下関市立吉見中学校、萩市立越ヶ浜中学校、そして平成25年4月から退職までの2年間は阿武小学校の校長として、学校教育に尽力されております。そして、退職後も色々な教育関係の委員に就任され、現在は、阿武中学校運営協議会会長、萩高等学校運営協議会委員として活躍されておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。はい。副町長。

○副町長 大変失礼しました。教職歴が54年と申しましたが、53年4月の誤りでございます。訂正いたします。大変失礼しました。

○議長 質疑なしという声がありましたので、続いて、討論は省略し、採決を行います。お諮りします。議案第5号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって議案第5号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意する事に決定いたしました。

日程第9 議案第6号から日程第11 議案第10号を一括上程

続いて、日程第9、議案第6号、阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から、日程第13、議案第10号、令和元年度阿武町課に水道事業特別会計補正予算(第1回)までを一括議題とします。

まず、議案第6号、阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の32ページをお願いします。議案第6号、阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明します。これは、10月1日からの消費税増税に伴う条例の一部改正です。一般廃棄物の処理手数料については、町指定ゴミ袋の購入という形で納入いただいております。

ますが、その販売額は、ゴミ袋(大)が10枚入りで510円、ゴミ袋(小)が10枚入りで310円、5枚入りはそれぞれの半額となっております。これを10月1日より消費税が8%から10%に引き上げになった後も、手数料を据え置きにしようとするものです。本条例中、第9条第2項に、廃棄物処理に関する手数料は別表に掲げる収集料金に消費税相当額を加えた額とするとありますので、別表の料金は消費税抜きの金額となっており、33ページの新旧対照表にありますように、現行は町が指定する袋大1枚につき48円、町が指定する袋小1枚につき29円としておりますが、これを消費税が引き上げになった後も、金額を据え置くためと、更に、実際の販売形態に合わせて、町が指定する袋大5枚につき232円、町が指定する袋大10枚につき464円、町が指定する袋小5枚につき141円、町が指定する袋小10枚につき282円に改めるものです。これによりまして、10%になった後の販売金額もこれまでと同額とするための改正であります。そして32ページ一番下の附則ですが、この条例は令和元年10月1日からの施行となります。以上です。

○議長 続きまして、議案第7号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第2回)について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは34ページをお願いいたします。議案第7号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。まず、第1条は令和元年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は4,204万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を29億8,649万3,000円とするものです。また、第2条は歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。8ページ、2款、総務費から、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、賦課徴収費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業委員会費、農業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農業水路等長寿命化・防災減殺事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港管理費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、公営住宅建設

事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費(小学校)、学校管理費(中学校)、教育振興費(中学校)、保健体育総務費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、元年災林道施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。6ページ、14款、国庫支出金から、副町長。

○副町長 それでは6ページから7ページをお願いいたします。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、議案第8号、令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の35ページをお願いします。議案第8号、令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)について説明します。今回の補正は、予算の総額に12万円を追加し、予算の総額を6億2,744万4,000円とするものです。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、10分間休憩をしたいと思います。

休 憩 15時05分

再 開 15時14分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

○議長 続いて、議案第9号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の36ページをお願いします。議案第9号、令和元年度阿武町介護健康保険事業特別会計補正予算(第2回)について説明します。今回の補正は予算の総額に937万5,000円を追加し、予算の総額を6億9,298万円とするものです。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第10号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の37ページをお願いします。議案第10号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は予算総額に138万1,000円を追加し、予算総額を5,955万円とするものです。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

日程第16 議案第11号を上程

○議長 続きまして日程第14、議案第11号、平成30年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の38ページをお願いいたします。議案第11号、平成30年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、をご説明いたします。本案件につきましては、平成30年度の阿武町一般会計及び7つの特別会計の決算に

つきまして、監査委員さんからの監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により認定をお願いするものであります。なお、各会計の決算書及び監査委員さんの決算審査意見書、そして、主要な施策の実績は既にお手元にお配りしているとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出がありますので、これを許します。長山監査委員、ご登壇ください。

○長山監査委員 それでは、お手元にお届けしております、平成30年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書について、ご説明いたします。

地方自治法第232条第2項の規定により、町長より審査に付された平成30年度阿武町一般会計及び7つの特別会計歳入歳出決算、各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書ならびに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は次の通りであります。

調査の対象は、平成30年度阿武町一般会計歳入歳出決算、並びに平成30年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算を始め7つの特別会計でございます。

次に、審査に要した期間は、令和元年8月21日から23日までの3日間をかけて、慎重に審査を致しました。

続いて、2ページをお願いいたします。審査の方法につきましては、町長より提出された各会計の決算は、予算現額及び収入支出決算額については、歳入主計簿、収入命令、調定簿、歳出主計簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等により、また財産等については財産台帳、備品台帳、証券類等により審査を行いました。経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿により審査すると共に、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、かつ合理的であるかについて審査を致しました。

審査の総括意見でございますが、平成30年度阿武町一般会計及び特別会計並

びに各事業に対し、4月に年間の監査方針を策定しまして、事務・事業の執行全般を対象として、経済性・効率性・有効性の観点に留意して、まず第一に各出先機関と各課の定期監査、第二に工事監査、第三に財政援助団体等の監査、第四に道の駅や高齢者福祉施設等、公の施設の指定管理者の監査、第五に例月出納検査を毎月15日を原則として1年を通して行い、また決算審査、財政健全化審査及び基金運用状況の審査につきましては、8月下旬に集中的に行いました結果、収入・支出命令書等の証拠書類はよく整理されており、阿武町財務会計システムにより出納室の係数は、指定金融機関である山口銀行の日計数値との照合が随時行われており、その係数は正確であり、過誤はありません。また、各種事業の執行についても現地確認を行い、適法かつ適正に処理されていることを確認いたしました。

次に一般会計及び7つの特別会計の歳入歳出決算状況は、2ページの表のとおりでございます。一般会計及び7つの特別会計を合算した歳入決算額は、50億7,351万3,309円で、歳出決算額は45億5,613万7,352円となり、歳入歳出差引額は、5億1,737万5,957円となりました。全ての会計の予算に対する収入率は104.4パーセント、歳出の執行率は93.8パーセントであります。執行率につきましては、一般会計では明許繰越費を加味すると92.8パーセントで、執行率は上がっております。一般会計の予算の計画的かつ効率的な執行に尚一層の配慮と、行政水準の確保・向上を望むものであります。次に、3ページの一般会計から特別会計への繰り出し状況は、7つの特別会計に繰り出され、その繰出金の総額は2億3,484万3,348円で前年度対比3.7パーセントの減となっております。繰出金は、国民健康保険事業・後期高齢者医療事業・介護保険事業等、国の制度的なものもありますが、独立採算制を基調とする特別会計の本質に向けて、自主財源の確保等に尚一層の努力を望むものであります。

以上、決算審査の総括意見の纏めとしまして、まず1点目に我が国の経済は、

世界経済の緩やかな回復、企業部門の高い収益力や技術革新を背景にした設備投資意欲が高まり、雇用・所得環境の改善という3つの大きな推進力に支えられ、緩やかではありますが戦後最長と並ぶまでの、景気回復が続いてきました。完全失業率も2018年で2.4パーセントと年々改善されている状況にあります。

しかしながら、少子高齢化が進み、日本の人口も減少傾向にあり、今後の見通しは不透明であります。また本町の人口減少の現状から見て、町税を主とした自主財源の大幅な伸びを期待することは難しく、一方、社会福祉費や医療関係費等、一定の義務的な経費は必要な事から、非常に厳しい財政環境にある事に変わりはありません。2点目といたしましては、各事業の推進に当たっては、費用対効果を見定め、経営的観点をもっと追求することはもちろんのことですが、効果的な予算執行と持続可能で安定的な財政の確立・推進に努めながら、適正な事務事業の執行をお願いするものであります。3点目といたしましては、今後の財政運営に当たっては、阿武町の基本計画が目指す将来像を指針として、過疎・少子高齢化が進む中、阿武町版総合戦略を基に、各種施策を細やかに検証し、そして必要な施策を着実に推進され、町民が我が阿武町に住んで良かったと感じ、また阿武町ホームページ等で町の特色を強く発信し、空き家バンク等を活用して転入された方々と一緒になって、町民主体の町づくりが図られるよう、町政の一層の発展を期待するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。それでは、監査の個別意見としまして、一般会計について少しご説明をいたします。一般会計の決算状況は、歳入総額33億176万4,111円で、前年度対比5.0パーセントの増、歳出総額28億8,252万3,516円で、前年度対比5.3パーセントの増でございます。歳入歳出差引額は、4億1,924万595円で前年度対比3.2パーセントの増ですが、差引額には翌年度繰越事業の財源として充当すべき2,316万4,480円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は、3億9,607万6,115円の黒字となり、前年度対比16パー

セントの増となっています。次に、歳入の状況ですが、予算現額31億3,140万1,483円に対し、収入済額は33億176万4,111円で、予算現額に対する収入率は105.4パーセントであり、前年度対比4.5パーセントの増となっています。町税につきましては、固定資産税の土地の評価替えによる影響等により調定額は前年度より852万2,827円減少しています。また、収入未済額は、前年度より92万7,671円減少しているものの、不納欠損額は、前年度より97万5,498円増加しています。高齢化が進んでいる昨今の厳しい経済情勢の中での収入未済額の徴収は、大変厳しいと思われませんが、適正な債権管理は負担の公平性や行政への信頼確保の観点からも重要な事であり、債務者の状況を的確に把握し、適宜法的な措置をとるなど、効率的・効果的な取り組みが必要であります。収納担当者にとっては、容易な事ではないと思いますが、今後とも計画的な家庭訪問や納付をしやすい分納等により、関係機関や各課が連携をより密にして、収入未済額が減少するように最大の努力をお願いするものであります。尚、不納欠損処分に当たっては、適切かつ厳正に取り扱うことが重要であります。次に、6ページの歳出の状況ですが、予算現額31億3,140万1,483円に対し、支出済額が28億8,252万3,516円で、執行率は92.1パーセントであります。不用額は、翌年度へ繰越す過疎対策道路事業をはじめ、11の事業費1億812万5,120円を差し引くと、実質の不用額は、1億4,075万2,847円となっています。歳出につきましても、少子・高齢化に対応した住民福祉に係るもの、また若者やIターン者等の受け皿となる住環境整備や、その他多くの生活環境基盤整備等に係るものなどの事業を限られた財源の中で、予算を有効に効率的に執行し、健全な行財政の運営に真摯な取り組みをお願いするものであります。

次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、7ページから14ページにかけて、阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計をはじめ、7つの特別会計につきまして、収支の状況と意見審査を付しておりますので、

ご覧いただきたいと思います。なお、詳しい説明は、時間の関係上ここでは省略させていただきます。また、別表といたしまして、16ページには一般会計における自主財源・依存財源の状況を、また17ページには収入未済額の状況を記しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、財産に関する調書は、別冊の決算書283ページ以降に記載してあります。主なものとして、土地および建物については、土地が3,001平方メートルの減で、これは柳橋分譲住宅地の売却やお試し住宅の土地を普通財産から行政財産への振り替えによるもの等です。建物は、1,104平方メートルの増で、老人福祉施設イラオ苑設置等によるものです。285ページの有価証券や出資による権利にかかる増減はありません。288ページの基金保有額は、8,457万4,691円増の23億2,155万1,637円となっています。289ページの土地開発基金及び高額療養費貸付基金については、別紙の平成30年度阿武町基金運用状況審査意見書をお付けしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

290ページの地方債残高は、22億9,622万1,000円で、前年に比べて7,633万6,000円の減となっています。291ページの債務負担行為支出額は、30年度末までの支出額が9,498万4,000円で令和元年度以降の支出額は、1億9,820万1,000円でございます。

次に、平成30年度阿武町基金運用状況審査意見書でございます。土地開発基金、高額療養費貸付基金のいずれにつきましても、計数は正確で運用状況につきましても、適正であると認めました。

続いて、平成30年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書でございます。将来負担比率の状況を見ましても、町の借金である将来負担額のうち、地方債の将来負担総額は、23億8,093万9,000円で、貯金に相当する充当可能財源総額は、47億2,330万5,000円であり、将来負担比率は数値として表れません。また実質公債費比率がマイナス1.1は、極めて良好な状態であり、将来を見据え

た健全な財政運営がなされております。

最後に、今後とも、打てば響く、町民一人ひとりに寄り添う、魅力のある町政を継続していただきたいと思っております。平成30年度予算執行における執行部の真摯なお取り組みに対し、敬意を表しますと共に、決算審査にご協力をいただきました、関係職員の方々に厚くお礼申し上げまして、簡単ではありますが、平成30年度阿武町各会計歳入歳出決算、審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で、決算審査意見書の説明を終わります。

日程第15 委員会付託

○議長 日程第15、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号から議案第4号及び議案第6号から議案第11号の10件については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第4号及び議案第6号から議案第11号までの10件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。なお、この後、午後3時45分から全員協議会が開催されますので、委員会室へお集まりください。

全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 15時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

阿武町議会議員

阿武町議会議員